

令和4年度 あさぎり町議会第12回会議会議録（第25号）						
招集年月日	令和5年3月7日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年3月9日 午前10時00分			副議長	森岡 勉
	散会	令和5年3月9日 午後3時45分			副議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	山口 和幸	○
	2	岩本 恭典	○	9	永井 英治	○
	3	難波 文美	○	10	皆越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋本 誠	○	12	溝口 峰男	○
	6	小出 高明	○	13	森岡 勉	○
	7	豊永 喜一	○	14	徳永 正道	△
議事録署名議員	10番 皆越 てる子 11番 小見田 和行					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 丸山 修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹 一範	○	教育長	米良 隆夫	○
	デジタル政策 審議監	中野 裕登	○	教育課長	山口 宏子	○
	税務課長	池上 聖吾	○	教育課長 補佐	石井 誠	○
	税務課長 補佐	田口 宏幸	○	教育課 指導主事	吉川 巧	○
	町民課長	山口 和久	○	高齢福祉 課長	林 敬一	○
	町民課長 補佐	中竹 健次	○	高齢福祉 課長補佐	尾方 圭	○
	生活福祉 課長	蓑田 輝幸	○	高齢福祉課 派遣(局長)	前田 和博	○
	生活福祉 課長補佐	上田 日和	○	健康推進 課長	大藪 哲夫	○
	〃	早田 愛一郎	○	健康推進 課長補佐	桑原 雄一郎	○
			〃	吉田 酉子	○	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第25号）

日程第 1	議案第 8 1 号	令和 5 年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 2	議案第 8 2 号	令和 5 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 3	議案第 8 3 号	令和 5 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 4	議案第 8 4 号	令和 5 年度あさぎり町介護保険特別会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 5	議案第 8 7 号	令和 5 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 6	議案第 8 8 号	令和 5 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明及び質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第 8 1 号	令和 5 年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 2	議案第 8 2 号	令和 5 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 3	議案第 8 3 号	令和 5 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 4	議案第 8 4 号	令和 5 年度あさぎり町介護保険特別会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 5	議案第 8 7 号	令和 5 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 6	議案第 8 8 号	令和 5 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明及び質疑）

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。おはようございます。着席ください。

◎副議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は、税務課分と厚生文教常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。日程第1、議案第81号令和5年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とし、各課からの説明を求めます。池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） おはようございます。それでは税務課所管分の説明をいたします。13ページをお願いいたします。歳入からになります。1 枠目、目1個人、節1現年度分は、国が示した令和5年度地方財政収支の地方税収見込みが令和4年度より4%程度増収を見込んでおり、令和3年度の調定額から特殊事情分を差し引いた額に徴収率96%を乗じ、増収率分を乗じて計上しております。節2の滞納繰越し分は調定見込額に徴収率分15%を乗じた額を計上しております。目2法人、節1現年度分は、令和4年度調定見込額に98%を乗じて計上しております。節2の滞納繰越し分は、調定見込額に、徴収率8%を乗じた額を計上しております。2 枠目

の目1固定資産税、節1現年度分は、令和3年度調定額に徴収率98%を乗じて計上しております。節2の滞納繰越し分は、調定見込額に徴収率、収納率10%を乗じて計上しております。固定資産税の滞納繰越し分については、令和元年度の徴収率が440万5,000円で、徴収率は5.7%。令和2年度の徴収額が908万8,000円で、徴収率は10.8%。令和3年度の徴収額が1,207万6,000円で、徴収率は15.1%と徴収額、徴収率ともに年々向上しております。目2国有資産等所在市町村交付金は、熊本県九州森林管理局、九州財務局の固定資産税相当額が交付されるものでございます。3枠目の目1種別割、節1現年度分は、令和4年度調定見込額に減収額を見込み、徴収率96%を乗じて計上しております。節2の滞納繰越し分は調定見込額に、徴収率10%を乗じて計上しております。目2環境性能割、節1現年度分は、熊本県が賦課徴収率を行い、賦課徴収を行い、徴収金を町に交付するものでございます。令和3年度の実績に90%を乗じて計上しております。次のページをお願いいたします。1枠目の目1市町村たばこ税、節1現年度分は、令和4年度の調定見込額に90%を乗じて計上しております。19ページをお願いいたします。1枠目、目1総務手数料、節1徴税手数料、説明欄の町税督促手数料、町税督促手数料過年度分、税務関係証明手数料は、過去の実績をもとに計上しております。25ページをお願いいたします。1枠目の目1総務費県委託金、節2徴税费委託金は、納税義務者6,850人で、1人当たり3,000円を計上しております。28ページをお願いいたします。1枠目の目1延滞金、節1延滞金、町税延滞金は、昨年と同額を計上しております。49ページをお願いいたします。歳出になります。目1税務総務費の節1報酬、会計年度任用職員報酬は、育休代替職員2名分の報酬を計上しております。節3職員手当等の時間外勤務手当は、納税相談、事務、各種税の賦課事務、申告準備及び申告時の事務などの時間外手当を計上しております。節8旅費、費用弁償は会計年度任用職員の2名分の通勤手当を計上しております。節10需用費、消耗品費は、書籍の追録代やプリンターインク代を計上しております。節12委託料、固定資産土地評価業務委託料は、3年に1度の評価替えに備えて適正な評価額の見直し作業を行うものでございます。次回は令和6年度が評価替えになります。次の地籍図修正委託料は、地籍後の地籍図に錯誤が発生した場合の地籍図修正委託料になります。固定資産家屋評価業務委託料は、新增築家屋や倉庫等の現地調査を職員と同行して行い、評価調書の作成業務を委託するものになります。5年度は64棟分を計上しております。次のページをお願いいたします。砂防指定地面積算出業務委託料は、税の公平性の観点から令和6年度の評価替えまでに、砂防指定地内の評価の完全実施が義務づけられております。あさぎり町内の22か所の砂防指定地の面積算出業務を委託することにより、1番ごとの面積が明確になり、令和6年度の評価替え時に、砂防指定地内の山林の固定資産評価額の適正な原価補正を実施できるものでございます。節13使用料及び賃借料の統合型土地情報システム使用料は、土地情報のクラウドサービスウェアの終了でございます。節18負担金補助及び交付金は、各種団体への交付金でございます。デマンド交通無料乗車補助金は、申告相談時に自宅から申告会場まで交通手段がない方への往復乗車補助を計上したものでございます。目2賦課徴収費の節10需用費、印刷製本費は、納付書や封筒などの印刷代を計上したものでございます。節10委託、節11役務費の車両運搬手数料は、車両を差押えた場合に役場や公売会場へ運搬するための手数料でございます。錠前解除手数料は、滞納者の家を検索する際、出

入口が施錠をされていた場合に業者に解除を行ってもらうために計上するものでございます。軽自動車納税情報提供業務委託料は、業務手数料は、軽自動車協会から移動情報の提供を受けるための手数料で、1件当たり60円の手数料となります。軽自動車環境性能割徴収取扱い費は、前年度徴収額の5%を熊本県に徴収取扱い費として納付するものでございます。節12委託料の電算システム改修委託料は、大きく分けて二つございますが、一つ目は制度改正対応に伴う特別徴収税額通知の電子化対応と森林環境税創設対応による、システム改修業務でございます。二つ目が、預貯金照会システムの連携に係る滞納整理システム改修業務委託料でございます。滞納整理業務で実施している行政機関と金融機関の間で行う、特に照会、回答については、原則書面で行われており、双方において大きな業務負担になっております。これを受けてデジタル社会の実現に向けた重点計画、これは令和4年6月7日に閣議決定をされておりますが、行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、書面を前提とした照会、回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることとされております。本町での預貯金照会ですが、2週間から遅いところでは1か月半かかっていた回答が、このシステム改修業務を行うことで、翌日には滞納整理システムに反映されることになり、迅速な預貯金調査で、滞納処分を執行することが出来ます。本町でも預貯金照会、回答は、滞納整理業務の中でも欠かせない財産調査であり、財産調査をした上で確認出来た財産を差押えし、換価充当して完納へと導きます。財産調査の結果、差押え可能な財産がなく調査徴収が見込めない場合は、滞納処分の執行停止の判断もしております。次のページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料の電子賃借料の地方税電子申告支援サービスの支援サービス使用料は、申告等のデータをそのままe-Taxに送信するe-Tax連携サービスや令和5年度から軽自動車税や固定資産税などの各税目が拡大される地方税共通納税サービス使用料になります。預貯金照会システム使用料は、前のページの委託料で説明しましたシステムに係る使用料で、口座の有無の調査及び取引明細取得の使用料になります。節18負担金補助及び交付金の町税共同機構負担金は、地方公共団体が共同で運営する団体で、エルタックス会費及び運営負担金、地方徴税表、町で共同機構負担金を負担するものでございます。軽自動車で通報事務負担金は、軽自動車協会事務に負担に対する負担金でございます。節22報償金利子及び割引料は、町税の過年度分の還付金となります。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。それでは、町民課所管分を御説明申し上げます。9ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為です。番号1、2で、戸籍総合システムの更新に伴いリース料及び保守業務をお願いするものです。17ページをお願いいたします。歳入です。2枠目、目2衛生費負担金、節1保健衛生費負担金は、墓地公園の管理負担金26件分となります。次のページをお願いいたします。3段目、目3衛生使用料、節1保健衛生使用施設使用料は、墓地公園永代使用料1件分です。次のページをお願いいたします。1枠目、目1総務手数料、節2戸籍関係手数料から、節5諸証明手数料は、過去2年間の実績をもとに計上しております。目3衛生手数料、節1衛生手数料は、犬登録手数料と狂犬病予防注射手数料は、過去の実績を参考にし登録69頭、予防注射は738頭分を計上しており、一般廃棄物処理業等清掃許可手数料は、

令和5年度に許可期限を迎える7事業所と車両36台分を計上しております。次のページをお願いいたします。2枠目、目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金は、補助対象となるマイナンバーカード交付事務に係る人件費やカード取得促進事業分をその下、デジタル田園都市国家構想交付金は、補助率2分の1で、歳出で説明しますマイナンバーカードを使用し、申請書を作成する記載台を購入するために受け入れるものです。次のページをお願いいたします。

2枠目、目1総務費国庫委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金は、外国籍の方の転入転出等の処理に関する委託金で、目2民生費国庫委託金、節2国民年金事務委託金は、国民年金事務に係る人件費、協力連携事務費に対する交付金を計上しております。25ページをお願いいたします。

1枠目、目1総務費県委託金、節3住民基本台帳費委託金、人口動態調査事務委託金は、出生、死亡、死産、婚姻、離婚の五つの届出に係る調査事務費分です。続きまして歳出です。主なものを説明いたします。3段目、目16旅券費、節8旅費で、パスポートの取扱い事務費で事務説明会等を計上しております。51ページをお願いいたします。2枠目、目1戸籍住民基本台帳費で、次のページをお願いいたします。節11役務費の郵送料は、マイナンバーカードを郵送で交付する300件分を計上しております。節12委託料は、戸籍システムや住基ネット等の保守料が主なものとなっております。節13使用料及び賃借料は、戸籍システムや、住民、住基ネット等のリース料が主なものです。節17備品購入費は、歳入で説明しましたマイナンバーカードを使用して各申請書を作成する記載台を購入するものです。62ページをお願いいたします。2段目、目5国民年金事務費は、国民年金に関する手続について申請の受け付けや相談業務を行い、年金事務所や年金機構へつなぐ業務についての人件費が主なものです。71ページをお願いいたします。2段目、目2予防費。次のページをお願いいたします。節12委託料は、動物措置処理業務委託は、町道や公共施設内で死亡している動物の処理委託となっております。目3環境保全費、節3職員手当等は、時間外勤務手当は環境出前講座や公害等の苦情対応分です。節7報償費は、環境美化監視員10名分と各行政区より選出いただいております廃棄物減量等推進員53名分を計上しております。節10需用費、消耗品費は、家庭から出される生ごみの分別をお願いしたときに処理バケツを配布していましたが、劣化等により、今回、平成24年度より開始した6行政区の分を更新するものが主なものとなっております。節12委託料、ごみ収集業務委託料は、家庭から出される可燃物及び不燃物の収集運搬に係る委託料です。4行目と5行目の生ごみ収集運搬及び生ごみ処理委託は、委託料は、町内15行政区と事業所から出された生ごみを運搬処理するためのものとなっております。家庭系有害ごみ収集運搬は、各行政区のリサイクルステーションに家庭から出された有害ごみ処理費用となっております。不燃物選別処分運搬業務は、家庭から出された不燃物を資源有価物回収事業所において、有価物を選別し、残った不燃物をクリーンプラザへ運搬する業務となります。次のページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金で、町民課所管分は説明欄の下段二つで、資源有価物回収事業交付金は、行政区や協力団体が出された有価物の回収重量により、交付金として交付するものです。77ページをお願いいたします。最後になりますが2枠目、目1塵芥処理費、節18負担金補助及び交付金、ごみ処理費及びし尿処理費、葬祭費、斎場費に係る負担金は、1月から12月までの利用実績等により算出された額を計上しております。前年度より増額となっておりますが、燃料や電気料、修繕、改修

等に係る経費増が主な原因です。以上で、町民課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） それでは、生活福祉課所管分の令和5年度当初予算につきまして説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。地方債ですが、番号4番、5番、6番、7番が、生活福祉課所管分となっておりますが、歳入にて説明をさせていただきます。17ページをお願いいたします。歳入になります。2枠目1段目、節2説明の地域活動支援センター事業市町村負担金は、相良村の負担金を受け入れるものでございます。節3説明保育所負担金は、私立保育園の利用者負担金を受け入れるものでございます。その下、保育所負担金過年度分は、過年度分の利用者負担金を受け入れるものでございます。その下、病児病後児保育事業費町村負担金は、令和5年度からあさぎり町が事務局となりますので、関係3町村の負担金を受け入れるものでございます。節4説明の養育医療費保護者負担金は、2名分の負担金を計上しております。19ページをお願いいたします。1枠目、目2民生手数料ですが、保育料現年度過年度の督促手数料を計上しております。2枠目、節2説明の障害者医療費負担金は、更生医療費、育成医療費、療養介護医療費に係る国の負担分を受け入れるものとなっております。その下、障害者自立支援給付費等負担金は、障害者介護給付費及び補装具費に係る国の負担分を受け入れるものです。節4説明の子どものための教育保育給付交付金は、認定こども園、保育園の運営費について、法定価格に法定価格により算出された金額に対する国の負担分を受け入れるものです。その下、障害児給付費等負担金は、障害児の通所支援サービスに係る国の負担分を受け入れるものです。その下、子育てのための施設等利用給付交付金は、無償化による1号認定の児童の午後の預かり保育利用料における国の負担分を受け入れるものです。20ページをお願いいたします。1枠目、節5児童手当事業費負担金は、中学生以下の児童に支給されます児童手当の国負担分を受け入れるものです。節6養育医療事業費負担金は、低体重児の出生後にかかる医療費について、国の負担金を受け入れるものです。2枠目、目2、節1の障害者福祉費補助金は、地域生活支援事業に係る補助金を受け入れるものです。節2説明の子ども子育て支援事業交付金は、一時預かり、子育て援助活動支援、延長保育、放課後児童健全育成、病後保育の各事業について、国の補助金を受け入れるものです。その下、子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金は、保育士の質の向上のための研修に対する国の補助金を受け入れるものです。その下、就学前教育保育施設整備交付金は、まこと保育園の新築工事にかかります国の補助金を受け入れるものでございます。その下、出産子育て応援交付金は、妊娠時出産時にそれぞれ5万円を支給する事業の国の負担分を受け入れるものです。その下、子育て短期支援等事業費補助金は、ハイリスク妊婦を早期に発見し適切な支援につなげることを目的とした妊婦訪問支援事業に対する国の補助金を受け入れるものでございます。21ページをお願いいたします。はい。2枠目、目2、節1説明の特別児童扶養手当事務委託金は、受給者数に対する事務費を受け入れるものでございます。22ページをお願いいたします。2枠目、目2、節2から節6におきましては、県からの歳入となりますが、国からの歳入に、歳入にて説明しました県の負担割合による歳入になりますので説明を割愛させていただきます。節7救護施設費負担金は、事務費の支弁、失礼しました、事務費の支弁基準額、保護費の基準額に基づき、それぞれ受け入れるものです。23ページをお願いいたしま

す。目2、節1説明の民生委員協議会活動費補助金は、協議会の委員数に対する定額分と推薦会運営費に係る県の補助金を受け入れるものです。節3、説明の障害者住宅改造助成事業費補助金は、障害者の方の自立促進や介護の負担軽減を図るための住宅改造費用に対する県の補助金を受け入れるものです。その下、重度心身障害者医療費助成事業費補助金は、重度の障害者の方の医療費について、県の補助金を受け入れるものです。その下、地域生活支援事業費、失礼しました、地域生活支援事業補助金は、国の補助金同様、県の負担分を受け入れるものです。説明の4段目になります。難聴児補聴器購入費助成事業費補助金は、軽度、中度の聴覚障害のある児童の補聴器購入に係る県の補助金を受け入れるものです。節4説明の多子世帯子育て支援事業費補助金は、2歳児までの第3子以降の保育料について、県の補助金を受け入れるものです。その下、子どものための教育保育給付費地方単独費用補助金は、認定こども園の施設型給付費に対しまして、県の補助金を受け入れるものです。その下、子ども子育て支援補助金は、国の交付金同様県の負担分を受け入れるものです。その下、教育の質の向上のための研修支援事業費補助金は、保育士向け研修会の事業費に対する県の補助金となります。その下、保育対策総合支援事業補助金は、保育補助者の雇い上げに対する県の補助金を受け入れるものです。その下、出産子育て応援交付金は、国の交付金同様、県の負担分を受け入れるものです。節5説明の乳幼児医療費補助金は、未就学児の医療費と中学生までの入院費について、県の補助金を受け入れるものでございます。節6説明のひとり親家庭等医療費補助金は、ひとり親世帯の医療費について、県の補助金を受け入れるものです。節7説明の低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金は、ひとり親世帯以外の非課税世帯に対し、1世帯2万円と第2子以降の児童に対し、5,000円を支給する事業の補助金を受け入れるものです。28ページをお願いいたします。4枠目、目1、節1説明の自己負担金は、救護施設利用者の負担金を受け入れるものでございます。29ページをお願いいたします。1枠目、節4雑入、説明のしらがね寮職員給食費は、宿直職員の給食費を受け入れるものです。2枠目、目2民生債につきましましては、30ページにまたがりませんが、説明に記載されております四つの事業につきましまして、地方債を受け入れるものとなります。47ページをお願いいたします。歳出になります。節19地域おこし協力隊費の節12説明の地域おこし協力隊コーディネート業務委託料は、生活福祉課所管分の委託料となりますが、社会福祉協議会へ地域おこし協力隊1名分の業務について委託するものでございます。56ページをお願いいたします。3枠目、目1社会福祉総務費の節1報酬は、民生委員推薦会に係る委員報酬となっております。57ページをお願いいたします。節7報償費は、戦没者合同追悼式謝金、社会を明るくする運動作文の副賞の費用を計上しております。節8旅費につきましましては、民生委員推薦会委員の費用弁償と職員の会議出席の普通旅費となっております。節10需用費、消耗品費は、社会を明るくする運動や戦没者合同追悼式、関係所管に関わるものが主なものとなっております。食糧費につきましましては、戦没者合同追悼式時の弁当代が主なものとなっております。印刷製本費は、デマンド交通パンフレット作成の費用を計上しております。節11役務費につきましましては、成年後見申請に係る手数料と戦没者合同追悼式に使用しますシーツのクリーニング代となります。節12委託料につきましましては、総合相談事業や災害時避難要支援者支援システムの保守や改修委託料となります。節13使用料及び賃借料は、デマンド交通システムのサーバーや車載機の使用料、災害時避難要

支援者支援システムのリース料となっております。58ページをお願いいたします。最上段節18負担金補助及び交付金は、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、デマンド交通、遺族会への補助金と熊本県英霊顕彰会への負担金となっております。節19扶助費は、緊急時に保護が必要となった方の5日分の食糧費として2名分を計上しております。60ページをお願いいたします。目4障害者福祉費、節1報酬は、保健福祉総合計画委員、障害支援区分認定審査委員の報酬となります。節3職員手当は、相談業務等における職員の時間外勤務手当と会計年度任用職員の期末手当となっております。節4共済費は、会計年度任用職員に係る社会保険料等になります。節7報償費は、障害知的障害者相談員への謝金となります。節8旅費は、第7期障害福祉計画及び第3期障害福祉計画策定に伴う委員の費用弁償と、会計年度任用職員の通勤手当、職員の会議出席に伴います普通旅費となっております。節10需用費は、書籍購入や受給者証、資格証に係る消耗品費と印刷製本費となっております。節11役務費は、更生医療、障害介護、療育介護医療の支払いや医師意見書等に係る手数料となります。節12委託料は、障害者支援事業所や地域活動支援センターへの委託料と障害福祉計画策定の委託料となります。61ページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料は、障害福祉サービス請求内容チェックシステムの使用料となります。節18負担金補助及び交付金は、各障害者協議会や支援センター等への負担金や補助金となっております。節19扶助費は、69ページ、失礼しました62ページにまたがりませんが、重度心身障害者の医療費や障害者の方々が利用されます医療介護や移動手段、補装具、住宅改造、自動車運転免許取得などの費用に対する助成金給付金となっております。節27、1段目の節27繰出金は、球磨郡障害認定審査会へ繰り出すものとなっております。63ページをお願いいたします。2段目、目7社会福祉施設費は、生活福祉課所管分としましては、ヘルシーランド、ふれあい福祉センターにかかるものとなりますが、ふれあい福祉センターの利用促進検討会時の時間外、時間外勤務手当と費用弁償、施設管理消耗品費、町直営部分の上下水道料と電気料、修繕料、ヘルシーランド、ふれあい福祉センターの指定管理委託料や樹木の管理委託料、工事請負費、備品購入費、温泉協会への負担金が主なものとなっております。工事請負費につきましては、ヘルシーランドのろ過材入替えと老朽化した附帯施設の解体撤去、ふれあい福祉センターの消防設備用の非常用電源、非常用発電機の燃料タンク取替えに伴う予算を計上しております。64ページをお願いいたします。1枠目の二つの目につきましては、廃目となっております。2枠目、目1児童福祉総務費ですが、節1報酬は、保健福祉総合計画の事業評価を行う際の委員報酬となっております。節3時間外手当は、計画策定部会開催や相談、面談業務における時間外手当を計上しております。節7報償費は、90人分の出生祝い金と研修会時の講師謝金となっております。節8旅費につきましては、計画策定委員の費用弁償や関係会議や研修会への出席に伴います旅費が主なものとなります。節10需用費は、書籍購入用の消耗品費や公用車の燃料費、支援事業チラシ作成用の印刷製本費となっております。65ページをお願いいたします。節11役務費は、社会福祉士が連絡相談用として使用しております携帯電話料や国保連合会への審査手数料や須恵の児童公園遊具の診断手数料となっております。節12委託料は、病児病後児保育事業の委託料と第3期子ども子育て支援事業計画策定の委託料となります。節18負担金補助及び交付金は、保育園、認定こども園、放課後児童クラブへの運営補助や病後児保育事業への補助金等でござい

ます。令和5年分のみこと保育園の園舎新築工事に対する保育所等整備事業費補助金と新しい事業として、出産子育て応援給付金を計上しております。節19扶助費につきましては、障害児及び発達障害児に対する通所支援事業に係るものとなっております。66ページをお願いいたします。目2児童手当事業費は、中学生までの児童に支給されます児童手当に係るものとなります。目3こども医療費助成事業費は、職員の時間外勤務手当と医療費のネット申請に係るシステムの保守改修の委託料、高校生までの医療費に対する給付金を計上しております。目4ひとり親家庭福祉費は、球磨郡母子寡婦福祉連合会への負担金と独り親家庭の親、子どもへの医療費に対する助成金を扶助費として計上しております。目5養育医療費事業費は、低体重児の医療に係る経費に対しまして助成するものでございます。目6低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、住民税非課税の子育て世帯に対し、1世帯当たり2万円と第2子以降の児童に対し5,000円を支給する事業でございますが、この事業に係ります職員手当、需用費、システムの委託料と給付金を計上しております。67ページをお願いいたします。目1救護施設総務費になります。節1報酬は、会計年度任用職員11名の報酬や宿直手当、特殊勤務手当となっております。節10需用費につきましては、施設事務所、事務所側の光熱水費3か月分と修繕料が主なものとなります。68ページをお願いいたします。節11の役務費は、電話料、各種手数料、公用車の自賠責や施設の損害賠償の保険料となっております。節12委託料は、電気保安協会や防火設備等、施設管理上必要な委託料等、調理業務や救護施設医師の委託料となっております。節13使用料及び賃借料は、コピー機や防犯カメラセンサーに係るものが主なものとなります。節14工事請負費は、施設の老朽化した高圧受電設備につきまして工事を行うものでございます。節17備品購入費は、調理室の洗米機、冷凍冷蔵庫の購入と公用車2台を購入するものでございます。節18負担金補助及び交付金は、各救護施設協議会や県社会福祉協議会と研修時の負担金となっております。節26公課費、公課費は、公用車の重量税となっております。69ページをお願いいたします。目2救護施設事業費となります。節7報償費は、利用者の健康や体力維持などの目的で実施されております音楽や3B体操における講師謝金となっております。節10需用費は、利用者支援に必要な消耗品費や施設の9か月分の光熱水費と修繕料、利用者の食事にかかります賄材料費となっております。節11役務費は、利用者の健診手数料や厨房換気扇の清掃手数料、交流会時の災害保険料とクリーニング代となっております。節13使用料及び賃借料はテレビの受信料やモップ、社会見学時バス等の使用料となります。節18負担金補助及び交付金は、各種大会や予防接種に係る負担金となります。節19扶助費は、障がい者年金受給者受給対象利用者以外の利用者に対し、日用品等、施設生活に必要な物品の購入に対し、給付金を支給するものでございます。70ページをお願いいたします。1枠目、目1説明災害見舞金は、災害等における災害、失礼しました、火災等における災害に対しての見舞金となっております。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。それでは、高齢福祉課所管分について御説明いたします。17ページをお願いいたします。歳入でございます。2枠目、目1民生費負担金、節1老人福祉費負担金、養護老人ホーム入所者負担金は、令和4年度の実績見込額をもとに1か月当たりの対

象者数 22 人で計上しております。低所得者の方は、負担金は徴収しておりませんので入所予定者総数より少なくなっております。18 ページをお願いいたします。目の 2 行目、目 2 民生使用料、節 1 社会福祉施設等使用料、白寿荘の使用料を計上しております。19 ページをお願いいたします。下の枠の目 1 民生費国庫負担金、節 1 老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金につきましては、第 1 号被保険者の第 1 段階から第 3 段階の方の介護保険料軽減措置として軽減した額の国負担分となります。負担割合が国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 となっております。20 ページをお願いいたします。下の枠の目 2 民生費国庫補助金、節 3 老人福祉費補助金、デジタル田園都市国家構想交付金は、令和 5 年度で計画しております球磨郡介護保険総合ネットワークシステム導入事業のあさぎり町分の国庫補助金で補助率 2 分の 1 となっております。22 ページをお願いいたします。2 枠目の目 2 民生費県負担金、節 1 老人福祉費負担金、2 行目の低所得者保険料軽減負担金は、先ほどの 19 ページ、国庫負担金と同様の県負担分で、県の負担割合 4 分の 1 となっております。23 ページをお願いいたします。上段の目 2 民生費県補助金、節 2 老人福祉費補助金、説明の最上段の老人クラブ活動等事業費補助金は、令和 4 年度の実績見込み、見込額をもとに計上しております。説明の下の高齢者住宅改造助成事業費補助金は、申請件数 1 件分を計上しております。補助率 2 分の 1 となっております。その下の低所得者利用者負担対策事業費補助金は、介護サービスを行う社会福祉法人等がその社会的な役割の一環として低所得で生計が困難な方に対し、利用者負担軽減を行っている事業への補助となります。その軽減額の 4 分の 3 を県が補助するものでございます。その下の権利擁護人材育成事業補助金は、人吉球磨成年後見センターの運営費として、市町村が支払う委託料のうちあさぎり町負担分の 70% 相当額が補助されるものでございます。続きまして、歳出でございます。58 ページをお願いいたします。目 2 老人福祉費になります。高齢福祉課で計上いたしております主な事業について御説明いたします。節 7 報償費、敬老祝い金ですが、祝い金 10 万円の 100 歳が 17 人、2 万円の 90 歳は 110 人、1 万円の 80 歳が 185 人で計上しております。59 ページをお願いいたします。最上段節 1 2 委託料の続きですが、説明の 1 行目、人吉球磨成年後見センター運營業務委託料は、センターの運営費として委託先である人吉市社会福祉協議会へ支払うものでございますが、後見センター業務の充実のため 5 年度で 1 名を専任職員として配置予定であり、昨年度から 75 万 4,000 円の増となっております。2 業者の敬老会式典業務委託料は、75 歳以上の 3,432 人の方が対象となります。その下の生活管理指導短期宿泊事業委託料は、家族の冠婚葬祭など何らかの理由により、65 歳以上の介護保険未申請の申請者の方が、短期で施設を利用される場合の委託料でございます。その下の緊急通報装置システム管理業務委託料は、独居で携帯電話がない方などを条件に通報装置を設置しており、緊急時に対応するための委託料でございます。23 件分を計上しております。節 1 8 負担金補助及び交付金、説明の中ほどの老人クラブ補助金は、あさぎり町老人クラブ連合会への補助金でございます。会員数 2,000 名で計画しております。その下の低所得者負担軽減補助金は、介護サービスの利用者負担軽減を行っている社会福祉法人等への補助でございます。下から 2 行目のシルバーエイト負担金につきましては、球磨郡公立多良木病院企業団介護老人保健施設事業分であり、令和 5 年度までの負担予定となっております。最下段のシルバーヘルパー活動助成金は、老人クラブ連合会で取り組んでいただいております。ひと

り暮らし高齢者等の見守り、声かけ、活動等に対する助成金となります。その下の節19扶助費、高齢者住宅改造助成事業事業費につきましては、申請件数1件分50万円を計上しております。その下の節27繰出金、介護保険特別会計繰出金3億1,232万6,000円は4年度から約2,000万円の増となっておりますが、主に球磨郡介護認定審査会の新システム導入事業費負担金1,767万円の増、及び介護保険事業計画策定業務委託料の増が主な要因となっております。最下段の目3老人保護費になりますが、次の60ページをお願いいたします。上段の節19扶助費、老人施設入所措置費につきましては、対象者を前年度同様月平均27名と見込んで計上しております。その下の老人施設入所緊急措置費は、虐待などによる緊急措置の場合を想定した経費を計上しております。63ページをお願いいたします。目7社会福祉施設費、高齢者コミュニティセンター白寿荘の維持管理費分を計上しております。節10需用費151万5,000円のうち電気料39万6,000円、修繕料を5万円など計53万1,000円を計上しております。節11役務費、消防設備法定検査手数料、節12委託料、2行目の清掃委託料などが白寿荘分でございます。高齢福祉課所管分は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） はい、説明の途中ですがここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、健康推進課所管分について説明させていただきます。18ページをお願いいたします。目3衛生使用料、節1保健衛生施設使用料、説明2行目の保健センター使用料は、令和2年度、令和3年度の実績と令和4年度見込額の平均で計上しております。19ページをお願いいたします。下の枠の目1民生費国庫負担金、節3国民健康保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は、保険者支援のために低所得者層の保険税減、軽減により税収が減る分を国が2分の1負担するものです。21ページをお願いいたします。上の枠の目3衛生費国庫補助金、節2衛生費国庫補助金の感染症予防事業費等補助金は、風疹のワクチン接種の機会がなかった40代から50代の男性を対象とした抗体検査やワクチン接種に係る補助金となります。当初は令和2年から3年度の計画でございましたが、実施率が低かったため令和4年から6年の期間延長となり、しております。町内では1,412名程度の方がおられますが、残り900名程度の方が未実施の状況となっております。22ページをお願いいたします。2枠目の目2民生費県負担金、節1老人福祉費負担金、説明1行目の後期高齢者分保険基盤安定拠出金は、低所得者の保険料軽減分を4分の3負担金として受け入れるものです。節3国民健康保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は、国保の保険税軽減分等に対して負担金として受け入れるものです。保険者支援分が、と軽減分、未就学児均等割保険料分等がございます。23ページをお願いいたします。目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、説明2行目の自殺対策推進事業補助金から24ページをお願いいたします。説明の市町村健康増進事業費補助金までについて計上いたしております。23ページにお戻りください。自殺対策事業推進事業補助金は、心の健康相談やメンタルヘルス相談に係る補助金となります。下から2番目の少子化

対策総合交付金は、妊婦健診に係る補助金となります。その下の利用者支援事業補助金については、子育て世代包括支援センターに係る補助金となります。24ページをお願いいたします。はい。市町村健康増進、健康増進事業費補助金は、健康相談や健康診査に係る補助金となります。27ページをお願いいたします。2枠目の目1特別会計繰入金、節1国民健康保険特別会計繰入金は、歳出で説明いたします健幸運動教室に係る経費のうち参加者が国民健康保険の被保険者の場合に、その費用相当を国保の特別会計から繰り入れるものです。経費総額の40%を見込んでおります。28ページをお願いいたします。3枠目の目1衛生費受託事業収入、節1保健衛生総務費受託事業収入の高齢者の保健事業受託収入は、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する受託事業で熊本県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施するものです。4枠目の目2衛生費納付金、節1保健衛生費徴収金の各種健診個人負担金は、集団健診等の個人負担金となります。29ページをお願いいたします。上の枠の目4雑入、説明の下から7行目、運動教室会費は、入会時の会費や月額会費分となります。47ページをお願いいたします。はい、歳出です。目19地域おこし協力隊費ですが、現在、健幸運動教室は外部講師と協力隊1名と会計年度任用職員1名で指導を行っております。今後、参加者数や教室枠の増加が見込まれるため指導体制を強化していくために、5年度は外部講師と協力隊2名体制とするため、2名分の960万5,000円を予算計上しております。58ページをお願いいたします。目2老人福祉費、節3職員手当等の時間外勤務手当のうち健康推進課分として18万9,000円を計上しております。保険証の切替えの発送や保険料の本算定通知に係る分として計上しております。59ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合一般会計分共通経費負担金は、広域連合の議会費や職員の人件費、事務所経営、事務経費等に係る負担金となります。次の行の後期高齢者医療広域連合特別会計分共通経費負担金は、広域連合の特別会計の事務費に係る負担金となります。二つ下の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金は、保険給付費や高額療養費等の支払いに係る負担金で、医療費の12分の1を市町村が負担することとなっております。節27繰出金の2行目、後期高齢者医療特別会計繰出金は、後期の特別会計の事務費用と保険基盤安定負担金、そして歯科健診分として繰り出すものです。62ページをお願いいたします。目6国民健康保険事務費、節3職員手当ですが、63ページをお願いいたします。時間外勤務手当は保険証の切替え、国費や県費の申請に伴う時間外分を計上しております。節27繰出金の国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定繰出金や財政安定化支援事業、出産育児一時金、未就学児均等割保険料と法定内繰出金となっております。70ページをお願いいたします。下の枠の目1保健衛生総務費、節1報酬の地域担当医療専門職報酬は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における栄養士の報酬となります。次の会計年度任用職員は、産休育休代替職員1名と令和4年度から始まりました子育ての伴走型相談支援事業の体制を強化するために助産師1名分の計2名分を計上しております。節3職員手当等の時間外勤務手当や職員手当等は、時間外勤務手当や会計年度任用職員の期末手当を計上しております。節7報償費の口腔ケア等健康教育時謝金は、歯科衛生士への謝金となります。71ページをお願いいたします。節12委託料の健康管理システム保守委託料は、健康診断や予防接種の管理を行うシステムの保守費用となります。次の健康管理システム改修委託料は、人間ドックや特定健診等の項目等の追加や修正に係る改修費と

なります。節13 使用料及び賃借料は、健康管理システムリース料、リース料とシステム使用料、使用料を計上した、計上しております。節18 負担金補助及び交付金の病院事業負担金は、公立多良木病院への負担金です。次の病院郡輪番制病院運営事業負担金は、人吉医療センターと公立多良木病院の休日夜間の救急外来対応への負担金となります。下から2行目の鍼灸治療費補助金は、1枚500円ですが4,200枚分を予定しております。次の休日在宅当番事業負担金は、休日における医師確保のため当番医療機関へ支払うものです。73ページをお願いいたします。目4 健康増進事業費、節3 職員手当等の時間外勤務手当は、集団健診通知の発送や当日の早出対応、結果説明会や次年度申込みの通知や取りまとめとして計上しております。節12 委託料の集団検診委託料は、集団健診、がんセット健診等の委託料となりますが、4年度から健診会場1か所にしたことからシャトルバスの委託料や説明一行目の駐車場整理の警備委託料を計上いたしております。目5 母子保健事業、節1 報酬の医師報酬は、乳幼児健診時のものとなります。節3 職員手当等の時間外勤務手当は、発達相談の対応や母子保健業務の訪問後の整理業務などに係る分として計上しております。節7 報償費の乳幼児健診時謝金は、1歳半や3歳児健診時にそして発達相談等に係る謝金となります。2行目の母子保健推進、2行目は母子保健推進員謝金への、推進員への謝金となります。74ページをお願いいたします。節12 委託料の健康診査委託料は、妊産婦検診に係るもので、対象者を90名見込んでおります。節18 負担金補助及び交付金の特定不妊治療補助金。不妊治療費補助金については、特定不妊治療と一般不妊治療を分として計上いたしております。目6 予防接種事業費、節1 報酬の会計年度任用職員報酬は、新型コロナワクチン接種に伴う事務職3名の4か月分を計上しております。節3 職員手当等の時間外勤務手当は、高齢者のインフルエンザや肺炎球菌接種に係る業務や新型コロナワクチン接種にかかる医療連携会議分として計上して、計上いたしております。節12 委託料の個別接種委託料、医療機関委託料は、小児用の各種予防接種や高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌、風疹等の医療機関への委託料となります。健康管理システム改修委託料は、子宮頸がんのワクチンが今までは2価ワクチン4価ワクチンでございましたが9価ワクチンも、もうなりましたのでその9価ワクチンを対応することための改修費となります。75ページをお願いいたします。節18 の負担金補助及び交付金の定期予防接種非接種費用助成金は、里帰り出産された、県外でワクチンを接種された方への償還払いで補助金助成するものとなります。目7 健康づくり推進事業費です。節3 職員手当の時間外勤務手当は、心の健康調査、健康づくり出前講座、糖尿病関係や生活習慣病、精神保健等の研修会、乳幼児、乳幼児訪問後の対応に伴う分として計上いたしております。節12 委託料、健康ポイント事業事務委託料は、健幸応援券の換金業務をあさぎり町商工会に委託するものです。節18 負担金補助及び交付金には、食生活改善推進協議会の補助金を計上しております。目8 スマートウェルネスシティ事業費、節1 報酬は、会計年度任用職員の報酬ですが、健幸運動教室の指導員として、現在地域おこし協力隊1名とあと1名を募集しております。しかしながらまだ応募があつてございませんので、応募があるまで採用するまでの間、会計年度任用職員で対応するために予算を計上しております。76ページをお願いいたします。節12 委託料の運動スポーツ習慣化促進事業委託料は、令和2年度から始めて令和5年度で4年目となります。2年度の1期生の方は99名おられまして現在は35名、令和3年度の2期生の方は87名おられて現在42名、

4年度の3期生は87人で運動教室に参加し、個々の状態に合ったプラン設定やタニタヘルスリンクのつくばウェルネスリサーチに委託して行っており、5年度においても4期生100名を見込んで教室を開催し、健康づくりのデータ収集をし、町全体の健康づくりに広げていくようにするものです。その下の運動指導業務委託は、その運動教室における指導者の分として委託しております。委託するものです。目9保健センター管理費は、免田、岡原両保健センターの管理費用です。節10の需用費は、電気、ガス、水道代となります。節12の委託料は、電気保安管理業務、清掃点検委託料が主なものとなります。以上で、健康推進課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） それでは、教育課所管分について御説明をいたします。9ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為になります。番号3上小学校複合機賃借、4深田小学校複合機賃借、5免田小学校印刷機賃借、6あさぎり中学校印刷機器賃借は、令和5年6月から令和10年5月まで賃借契約を予定しているために債務負担行為を行うものです。限度額は記載のとおりです。17ページをお願いいたします。歳入になります。2枠目の下から2段目、目4教育費負担金、節1小学校費負担金と節2中学校費負担金、日本スポーツ振興センター負担金は、学校の管理下で起きたケガ等の事故に対して医療費を給付する制度の保護者負担金です。1人当たり保護者負担金は460円でございます。18ページをお願いいたします。最下段になります。目7教育使用料、節1学校施設使用料は、町内小・中学校の体育施設使用料です。節2教職員住宅使用料は、ALTが入居予定の深田地区にあります椿坂及び下里教職員住宅の使用料です。節3生涯学習施設使用料は、須恵文化ホール、せきれい館、上校区公民館、生涯学習センターの使用料です。節4保健体育施設使用料は、町内の体育施設の使用料でございます。21ページをお願いいたします。1枠目の中ほどです。目6教育費国庫補助金、節1学校施設環境改善交付金は、あさぎり中学校長寿命化改修事業に伴います国からの交付金でございます。24ページをお願いいたします。最下段になります。目7教育費県補助金、節1教育費補助金の一行目、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金は、各小学校5年生を対象に水俣を訪問し、学習するための補助金でございます。補助率は2分の1です。その下、地域学校協働活動推進費補助金は、中学校3年生を対象として学習支援を行う地域未来塾実施事業に対する補助金です。補助率は3分の2です。その下、中学校英語検定チャレンジ事業補助金は、英語検定を受験する中学校3年生を対象として受験料の3分の1を県が補助するものです。25ページをお願いいたします。1枠目、最下段の教育費県委託金は、令和4年度深田小学校における人権啓発活動事業、人権の花の委託金として県から受入れましたが事業が終了しましたので廃目とするものです。2枠目、目2利子及び配当金の説明欄にあります上から2行目奨学金利子と、次のページをお願いいたします。1枠目、1行目の学校教育施設整備基金利子は、基金の運用益でございます。27ページをお願いいたします。1枠目、最下段の目8学校教育施設整備基金繰入金は、あさぎり中学校長寿命化改修事業の財源として繰り入れるものでございます。28ページをお願いいたします。最下段になります。目3給食事業収入、節1学校給食費は、給食費を町の歳入として受け入れるものでございます。29ページをお願いいたします。1枠目、目4雑入の説明にあります上から5行目の英会話教室参加料は、一般向け英会話教室の参加料でございます。中ほどの太陽光発電売電収入は、

各小学校に設置しておりますソーラーパネルによる売電収入です。30ページをお願いします。

下から2段目、目7教育債、節1学校施設整備事業債は、あさぎり中学校長寿命化改修事業に伴う財源として借入れを行うものでございます。104ページをお願いいたします。歳出でございます。前年度と比較しまして、ほぼ変わらない事業につきましては、省いて説明をさせていただきます。下の枠、目1教育委員会費は、教育委員会の運営費でございます。隔年で開催されます九州地区教育委員研修大会に参加のため、費用弁償、食糧費が増額計上となっております。105ページをお願いいたします。目2事務局費になります。医師報酬、教育長及び学校教育担当職員、指導主事等の人件費などを計上しております。2段目、目3教育振興費です。節1報酬は、主にALT、英語サポーター、教育審議員の報酬を計上しております。106ページをお願いいたします。中ほど、節8旅費の費用弁償が、ALT2名の交代が予定されておりますので、帰国招致旅費が増加しております。節10需用費、修繕料は、電子黒板が購入後6年と7年経過しており故障が増加傾向にあり、修繕料を増額しております。107ページをお願いいたします。中ほどの節13使用料及び賃借料、一行目のソフトウェア使用料は、事業支援ソフトロイノートが2年目から有償であることにより、増額となっております。同じ枠の下から5行目、学校ICT機器リース料は、電子黒板25台分のリースが令和5年8月で終了するために減額となっております。以降は、町の所有となります。108ページをお願いいたします。1枠目の1段目、節21補償補填及び賠償金の事業目的公衆送信補償金は、各学校のタブレット使用時の著作権に基づく補償金ですが、過疎地域割が適用されまして減額となっております。2段目、目4教職員住宅費は、深田地区にあります椿坂及び下里住宅の維持管理費です。節12委託料の害虫駆除委託料は、椿坂住宅において、むかでの大量発生が見られたために新たに計上しております。2枠目、目1学校管理費は、町内小学校5校分の管理運営費を計上しております。節1報酬は、主に学校医報酬、特別支援教育支援員14名分でございます。109ページをお願いいたします。節10需用費の下から2行目、電気料は、電気料金の高騰によりまして増額となっております。110ページをお願いいたします。節12の委託料の説明の下から2行目、樹木診断委託料は、上小学校と深田小学校の文化財となっております樹木について、古木でありますことから安全性の確認を行うために計上するものでございます。節14工事請負費は、上小学校のオイルタンク廃止処理工事、パソコン室空調更新工事、太陽光ファン修繕工事、免田小学校の太陽光パワー更新工事、須恵小学校の職員室空調更新工事を計上しております。節16の公有財産購入費につきましては、岡原小学校の体育館カーテンの取替え分でございます。111ページをお願いいたします。目1学校管理費、中学校分でございます。あさぎり中学校の管理運営費を計上しております。節1報酬は、小学校同様、主に学校医報酬、特別支援教育支援員5名分と報酬の下から2行目、学習支援員報酬につきましては、令和2年度からコロナ交付金を活用しまして年度途中から配置していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で欠席を余儀なくされた生徒の授業の遅れ等を解消するため、切れ目ない支援を行っていくために年度当初から4名の配置を計上しております。節3職員手当、節4共済費、節8旅費につきましても、学習支援の年度当初からの配置によりまして増額となっております。節10需用費の電気料金につきましては、電気料金の高騰によりまして、増額計上となっております。112ページをお願いいたします。節12委託料の1番下の

行、設計委託料継続費は、あさぎり中学校長寿命化改修事業の改修工事に伴います工事監理業務委託料でございます。節13 使用料及び賃借料の1番下の行、仮設校舎賃借料継続費は、同じくあさぎり中学校長寿命化改修事業の仮設校舎設置に伴いますリース料を計上しております。節14 工事請負費の一行目は、中学校の非常通報機器取替え工事と、2行目の継続費は、長寿命化改修事業の仮設校舎の撤去工事と長寿命化改修工事分でございます。113 ページをお願いいたします。節17 備品購入費、一般備品購入費は、長寿命化改修に合わせまして主に増設します相談室のテーブル、椅子、また多目的室のテーブル、椅子、被服室、美術室の作業台、椅子等を更新するものでございます。下の段、目2 スクールバス運行費は、中学校のスクールバス運行に要する経費を計上しております。下の枠、失礼しましたスクールバスは下の段になりました。下の枠、目1 生涯学習総務費は、社会教育委員会の運営と社会教育担当職員の人件費が主な経費となっております。114 ページをお願いいたします。節18 負担金補助及び交付金は、各種社会教育団体への補助金を計上しております。115 ページをお願いいたします。目2 公民館費になります。公民館活動や成人式、青少年健全育成、せきれい館の維持管理費等を計上しております。節1 報酬の学校運営協議会委員報酬は、地域学校協働本部の総会開催時の報酬を計上しております。節10 需用費の電気料は、電気料金の高騰により増加しております。その下、修繕費は、せきれい館講堂の電動式可動観覧席の修繕費でございます。116 ページをお願いいたします。節12 委託料の中ほどの測量委託料は、柳別府公民分館の認可地縁団体の手続を進める中で、町有地と民地の境界が不確定な部分があったので、境界を確認後、区へ譲渡を進めるために計上するものでございます。節17 備品購入費は、せきれい館講堂の音響マイク設備機器を更新するものでございます。次に、目3 文化財保護費になります。117 ページをお願いいたします。節12 委託料の1番下の行になります樹木伐採委託料は、台風等により文化財に影響を及ぼす場合の樹木伐採費用を計上しております。次の段、目4 文化ホール運営費です。文化ホールの維持管理費でございます。節10 中ほどの電気料が高騰により増加しております。118 ページをお願いいたします。節12 委託料の上から1行目と2行目の植木剪定委託料、清掃委託料は、令和3年度と4年度につきましては、改修のため計上しておりませんでした。改修が終了したために計上するものです。下の段、目5 図書館費です。生涯学習センター内図書館の管理運営に関する経費を計上しております。中ほど節7 報償費は、隔年に開催します図書館まつりでの読み聞かせの謝金でございます。119 ページをお願いいたします。目6 生涯学習センター事業費でございます。生涯学習センターの維持管理に係る経費を計上しております。節10 需用費の4行目、電気料が高騰により増加しております。節17 備品購入費は、学習センター拡大コピー機更新と会議室空調の更新のために計上しております。120 ページをお願いいたします。目1 保健体育総務費は、スポーツ推進に係る経費及び社会体育職員の人件費等を計上しております。節18 負担金及び交付金の1行目、球磨郡体育協会負担金は、県民体育祭が令和5年度につきまして県北で開催されるために旅費が増額となることによりまして負担金も増額となっております。下の段、目2 体育施設費です。体育施設の維持管理に係る経費を計上しております。121 ページをお願いいたします。節12 委託料の一行目になります。調査委託料は、免田地区体育館屋根の雨漏り調査を委託するものでございます。122 ページをお願いいたします。説明欄の中ほどになります。倒木

撤去委託料は、免田地区グラウンドの倒木抜根作業を委託するものです。節14工事請負費は、高山総合運動公園高圧気中開閉器取替え工事を計上するものです。節17備品購入費は、主に上総合運動公園の体育館、B&G海洋センター、森園カントリーパークのAED更新の購入費用でございます。2枠目、目1給食センター運営費は、学校給食センターの運営費でございます。123ページをお願いいたします。中ほどの節10需用費の電気料は、高騰によりまして増加しています。その2行下、賄い材料費は、給食の材料費でございます。1食当たり単価が物価高騰によりまして、小学生が262.12円、中学生が308.57円、184回分で計上しております。節17の備品購入費は、給食配送車両1台の購入、更新購入費でございます。124ページをお願いいたします。1枠目の節22償還金利子及び割引料は、学校の休業や出席停止等の返納金等になりますが、昨年度実績から見込んだ額を計上しております。以上で、教育課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 追加の説明はございませんか。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それで質疑が足りないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。それでは最初は、税務課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。税務課に1点お尋ねいたします。50ページでデマンドを無料、補助金をですね、納税の際のですね、申告の際の補助ということで出しております。5万円ということなんですけれども、これを実際に利用された方っていうのは、去年、その前ということですね、どのような感じになってるんでしょうか増加してるんでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。デマンド交通の無料乗車券補助ですけれども、昨年、今年の利用者については、増加傾向にございます。人数については、まだ決算が出て、今申告中でございますので、今年の方についてはまだ決算が出ておりません。すいません。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、ありがとうございます。高齢化が進んでおりますので個人ですね納税額はちょっと増えてるということで、今回の予算書は金額上がっておりますし、利用者はこれから増えていくと思いますので、この事業に関しては、続けていていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎副議長（森岡 勉君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。今後もですね、この補助金については続けてまいりたいと思います。ありがとうございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。次に、町民課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。4番、加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 72ページの不燃物ごみの選別についてです。ここ近年令和3年4年5年と305万という余り変わらない金額で計上がっておりますが、このごみ分別に対しての町民への働きかけっていうのがあってもこの金額が変わらないものなのか。また町として何か工夫されてる点がありましたら、お願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。これにつきましては、3年度でですね、ようやく事業効果が見えてまいりまして、負担金に換算しまして事業化が少額であります、1万3,000円と程度、事業効果が見えております。また、この分別に関してはですね、有価物回収業者におかれまして町内の方の雇用をされてるということで、そういう雇用促進にもつながっているということで承っております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 4番、加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。コロナ禍におきまして非常に在宅でですね、飲食も増えたってところがありまして、家庭系のごみが増えたりとか、いろんなものに対してちょっとごみに対してですね、意識がちょうど変わっているところでもございますので、また引き続き、皆さんにですね、このごみの分別をするとそれだけ地域の方が活用されるっていうのもありますので、引き続き啓発のほうをお願いしたいと思います。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。今後もですね広報紙とかホームページを利用させていただきまして、啓発に努めてまいりたいと思います。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点、お伺いたします。ページは72ページと77ページが関連しております。生ごみの処理委託料のことで伺いたしたいと思います。今ただいまの全域での収集はなされてないと思いますけど、周辺部においての公営住宅等の将来においてその運搬収集する予定があるのかどうかですね。これを持込みますと有機センターにお話があったところ、原材料が不足しててということ聞きます。これが生ごみがごみ化してクリーンプラザに持ち込まれるよりも有機センターに持ち込まれて有効利用したほうがいいと思いますので、その辺の方針について伺いたしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。現在のところですね、なかなか負担金と収集運搬、処理量に比べますと事業効果が少しまだ出ておりませんので、これをですね、単純に全域に広げますともっとちょっと負担金とですね、収集運搬処理の差が大きくなってしまいますので、ここはまずなるだけ、農地をお持ちの地域におきましては自家処理等でですね、対応させていただきまして、検討してまいりたいと思います。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 周辺部の農家は我々もそういうふう処理するわけですけど、例えばさっき言いましたように公営住宅あたりがですねどのようにされてるのかなというふう。戸数が結構多いところあたりがゴミのほうに搬入されるとクリーンプラザに持っていかれるということで、やっぱスポット的にそういうところの周辺部においても、そういう多分そういう形になるだろうという予想できる地域だけでも、収集をしてはいかがかなって思いましたもんで、こういうことを質問したわけでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。実はうちのほうでも検討はしてみたんですけど、中々やっぱり点在してまして、収集運搬となると効率が悪いということがやっぱ事業所からですね、お話がありまして、検討したものの実際には、事業として至っておりません。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。次に、生活福祉課分について質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） すいません連続で申し訳ございませんけど、2点伺いたいと思います。ページ58ページのデマンドバスですね、のことですけどこれはまず公立多良木病院乗り入れが今、岡原と須恵地区だけなのか。今の利用者数はどれぐらいになって今後どのような見込みでこのような予算を、デマンドの予算も絡みですから、あの辺のところ、その利用者数は把握出来ているのか。そのエリアを深田、免田、上地区まで広げることは出来ないのかということ、ということが1点とそれからページ63ページのふれあい福祉センターのことですけれども、コロナがある程度終息し始めて5類等に下がった場合の利用促進に向けて、また今度は社協ともいろいろイベントしていただくようで、eゲームだとか、ボルダリングのいろんなですかね、そういうものを使ってのイベントがあるようにちょっとチラシで見たわけですけど、今後この利用促進に向けて、どのように今考えておられるか、今の利用者ですね推移というのを把握されておると思うんですがその辺のところも教えていただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。まず、デマンド交通の御質問に対してですけども、今現在多良木公立病院に乗り入れのできる地区としましては、岡原と須恵の地区のみとなっております。この岡原、須恵地区におきましては、現在公共交通機関、バスや電車等の運行が、路線、その地区内を通っていないということが条件になって許可をいただいているものでございまして、ここ以外の2地区以外につきましてはですね、なかなかそこを利用、公立多良木病院までの乗り入れを許可していただくっていうのは、なかなか難しいのかなと思っております。また岡原地区、須恵地区の方の公立までの利用者数につきましては今ちょっと持ち合わせがございませんので、また後ほど回答させていただければと思います。それから、ふれあい福祉センターの利用促進ということでの御質問だと思いますけども、ようやくですね、新型コロナウイルスのほうもですね、落ちつきを見せてまいりまして議員おっしゃられましたとおり社会福祉協議会のほうで、まずちょっと3月にですね、イベントを行ってみようということで計画をされております。また利用促進協議会のほうもですね、失礼しました、利用促進検討会ですね。のほうもですね先日行いまして、その時は愛称の募集を行ってございましたので、その選定をさせていただいたものと同時に、今後のですねふれあい福祉センターのですね、今後の様々な利活用についてもですね、いろいろと御意見をですね、いただいたところでございますので、また検討会の中でもですね、5年度につきましてもいろいろと検討させていただければと思っております。すいません、現在の利用者数等につきましては、これも今持ち合わせがございませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） さっき言いました社会福祉協議会のイベントの内容を伺った

ときですねeスポーツというのが出ていたいで、前も、このことについてはeスポーツやっていただけないかというふうに私も言った経緯があるんですけど、できればそういうことが可能になるように、担当課としても御努力を願いたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。今回ですね、社会福祉協議会のほうでですね、eスポーツについてもですね、そのイベントの中で実験的にですね、こういうものですよという部分で紹介されるようですので、今後ですねそういうものにつきましても、活用できるようにですね、考えていければと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 会議の途中ですけれども、ここで休憩したいと思います。午後は13時30分より、開会いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。午前中、11番小見田議員の発言に追加答弁がございますのでこれを許可したいと思います。蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。午前中の小見田議員の御質問の中で、デマンド交通の岡原、須恵地区の多良木公立病院の乗り入れの利用者数ということとふれあい福祉センターの利用状況ということで御質問がありましたので、回答させていただきます。まずデマンド交通利用者の実績としましては、令和4年1月から令和4年12月までの集計となりますが、乗車人数としましては全体では、7,567名の方の乗車となっております。で、その内多良木公立病院への岡原、須恵地区の方の乗り入れにつきましては、岡原地区におきましては115人、須恵地区におきましては60人の利用がいただいているところでございます。それから、ふれあい福祉センターの利用状況でございますが、令和3年度におきましては、カルチャースペースにつきましては、年間4,933人の利用となっております。また、フリーサイトにつきましては、ある決められた時間での利用者数の把握となっておりますが正確な人数とはならないとは思いますが9,070名の利用となっております。それに対しまして令和4年度におきまして、カルチャースペースにつきましては、12月現在で5,253名、フリースペースにつきましては8,832名の御利用がいただいているところでございます。なお、カルチャースペースのうちカルチャー2、カルチャー3につきましては、今現在ある一定の時間帯においては、大変予約がですね予約数が増加しております。予約が出来にくい状況になってきているということで報告を受けております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 引き続き生活福祉課分についての質疑はございませんか。5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番橋本です。ページ58の社会福祉、社会福祉協議会の運営補助金に対してちょっとお尋ねいたしますが、この中にですね社協に対してですね、御近所ネットワークというのをされてますよね、社協の中で。このことについてですね生活福祉課のほうで分かるであればですねどれぐらいの地域でなるとかいうそういうのが分かればデータ教えてい

ただければと思いますが、

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、社協、社会福祉協議会がですね独自に行っている御近所
支え合いネットワーク事業でございますけども、すいません今現在のですね、活動状況等につい
ては今資料ございませんので、また後ほど回答させていただきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 今ですね社協、今の支えあい御近所ネットワークのやつはですね、
地域のつながりに大切なことですので、今後ですねこれ続けていただいて、これが防災にもつな
がるしですね、ほかのことにもつながってきますので、そういうことを考えた上で、出来、出来
たら町がですね、社協に対して、そういう進めていく方向性をしていただいたらと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。御近所支え合いネットワークに限らずですね、いろんな
地域の関係性といいますか、世代間交流等においてもですね、令和4年度においては生活福祉課
のほうでその活動に対しての補助金等を検討させていただいて御承認いただいて、今、17万円
をですね使ったのいろんな交流をお願いしたところでございますが、もちろん、各地区のですね
そういうつながりというもの大切なものだと思いますので、その辺はですね生活福祉課として
もですね、いろいろと御支援して、支援していければと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。今課長も言いましたがコロナ禍でですね、世代間交流の件に
関してはですね、なかなか地域のコミュニティーがとれてませんので、そういうのをやっぱ進め
る上で予算的にはそういうのを地域にもたらすような施策をしていただければと思っております、
今後その旨よろしく願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい2点お願いいたします。まず20ページでございますが、2
0ページの下の枠ですね国庫補助の中の民生費補助金。節2の児童福祉総務補助金。ここで私が
お尋ねしたいのは、ここにはない、今年度計上されてないというのにちょっとお尋ね申し上げます。
これさっきの数日前の補正予算のときにもちょっと触れたんですが、再度お尋ねしたいと思いま
す。こども家庭総合支援拠点運営事業補助金。昨年度計上されておりました先日の補正予算で減
額をされていると。令和4年度につきましてですね、令和5年度は、ここに上がってきていない。
ここでお尋ねしたいのは、この拠点については、全国的にそういうのを整備をして、子育て支援
をやっぺいこうという趣旨のもとにということを昨年度、1年前ですね、説明されてました。今
回補助金に該当しないということで、補助金そのものは、なくなっているというか、あさぎり町
はですね。補助金、補助事業を受けていないということでございましたが、そういった趣旨のも
との事業そのものをですね事業と申しますか、そういったものがどうなっているのか、というの
が先の補正のときには、やっぺい。一言で言うんですけどね、やれているというようなニュアンスの
お答えだったと思っておりますが、ここでお尋ねしたいのは、補助事業がなくて一般財源でやっぺい
んでしょうが、令和3年度までとですね、どう変わっていくのかですね。補助事業に要件、補助要

件に該当しない一般財源で対応してるんだけどどのような形になっているのかですね、令和5年度はどのようにやっていかれようとしているのか。その点をちょっと1点、確認の意味でお願いをしたいと思います。それからもう1点でございますが、65ページでございます。65ページの12の委託料の中の1段、上段のほうですね、病児病後児保育事業委託料1,300万ほど上がっております。それとその下の18の負担金のほうで、下から2段目、2行目ですかね、病後児保育事業補助金145万。昨年度までは、この負担金補助のほうに2項目上がっております。今年度委託料のほうにですね、1,390万1,400万ばかりの委託料という形で、ちょっと予算の計上の仕方が変わっておりますし、金額も大幅に上がっております。いろんな事情があるかと思しますので、その付近についてですね内容をちょっと御説明をいただければと思います。以上2点、よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。まず家庭支援拠点の御質問についてでございますが、拠点の補助等につきましては、年度に入りましてからの補助申請になりますので、今、この場でお示ししている部分につきましては骨格予算ということで、この拠点に対する予算につきましては、あとの6月の議会において肉づけとして提出させていただくこととしているところでございます。それと病児病後児保育事業の委託料につきましては、令和5年度からあさぎり町が事業の事務局をすることになっておりまして、あさぎり町が各町村の負担金を1回受入れまして、あさぎり町がまとめてその費用を委託料として支出することとなっておりますものですから委託料、今までは、下の負担金というところで上がっていたものが委託料として、各関係町村の負担金を含めたところで増額、かなり大きな額の委託料として上がっているところでございます。と、負担金補助及び交付金の中の病後児保育事業補助金につきましては、あさぎりこども園が実施しております病後児保育事業につきまして、あさぎり町のほうから補助金として支出する部分になっております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、2点目のほうは了解というか分かりました。1点目でございますが今ちょっと送らせていただいたと思うんですが、これは一昨年令和4年度の主要な事務事業説明表というのでございますが、ここにあります、これがこども家庭総合支援拠点運営事業。これでいきますとその補助金の云々はちょっと置きまして、令和4年10月に拠点を設置予定ということになってますね。よって拠点を設置されてるんだと思いますが先ほど触れました補助金に関しましてはまだ本年度については補正予算云々とおっしゃいましたが、この拠点の設置、運営、それがこの、この時点で令和4年から取り組もうとされている状態に予定どおりなされているのかどうかですね、財源的にはまだ補助金は来てないけどもという話ですね。要するにこの説明を見る限りではもう全国的にそれをやるということが目標とされているというふうに答えておりますので、その付近についての状況をですね、あるいは令和5年度の方向性をですね、お知らせいただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、こども家庭総合支援拠点につきましては、今年の1月1

日付けで設置をいたしまして、もう現在動いている状況でございます。職員体制としましては2名ということで、社会福祉士2名がその業務にもう既に当たっておりまして様々な相談をもう今現在受けながら活動しているということになっております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質問ありませんか。次に、高齢福祉課分についての質疑を行います。御質疑ありませんか。4番、加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 58ページ、敬老祝い金についてです。実は平成、平成24年までは、敬老年金という形で支給されてる分が変わりまして、今、出されていると思うんですが、それから10年たちましたので、該当する人数の変動的なものはどうなっているでしょうか。あと60ページの老人保護費、措置入所ということで、町が関わって施設を使われる方に関しましては、月27名ということで措置費5,508万ということで出ておりますが、あわせまして一般の特別養護老人ホームの町内の待機者っていうのもあわせて把握していらっしゃいましたら、お知らせください。

◎副議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はいまず敬老祝い金でございますが、その対象者ですね。今現在ですね、今の給付条例で80歳、90歳、100歳と。そういった方々に給付金を、祝い金を交付しているところでございますが、そのピンポイントにですね、80歳、90歳、100歳といったピンポイントの人口の推移予測というのは、今現在は把握出来ておりません。65歳以上、75歳以上、85歳以上といったですね、そういった枠での人口推移予測というものは、今の計画で令和11年度までは把握をしているところでございます。今、ざっくりと申しますと65歳以上の高齢者の全体の推移としましては、今現在ここ数年ですね、数年ですね、が1番多い状況で、5,500から5,600人といったその65歳以上の人口と人口クラス化の予測の数字でございますが、そういったことになっております。これが令和11年度になりますと、5,230人といったところ、大分その減少に転じておるということになります。また、その中でも65歳から74歳の人口が、今現在予測の数字で2,000、2,700人余りと、弱となっておりますが、こちらが11年には2,023人とそういった予測でございます。それから75歳から84歳につきましては、今現在1,700人程度となっておりますが、こちらは令和11年には2,120人ということで増えてまいります。85歳以上ですね、こちらは今現在1,250人ぐらいとなっておりますがこちらが令和11年、11年には1,087人といったような予測となっております。全体的にはですね、そういったことでない横ばいからちょっと減少に転じておるところでございますが、給付の対象となります100歳の方につきましては、今の非常に高齢者の方、元気な方もおられますのでもう少し増えてくるのかなといった感じはしているところでございます。以上でまず敬老祝い金の対象者につきましては、推移につきましては以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 尾方課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（尾方 圭君） 二つ目の質問での特別養護老人ホームの待機者数についてお答えいたします。熊本県で調査をしてある分で、令和4年4月1日現在の数値となります。あさぎり町の特別養護老人ホーム申込み者数は4月1日現在で、80人となっております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 4番、加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。実はこの敬老祝い金につきましては今後検討が必要ということで、ちょっと私も調べまして、廃止っていう話も出ている中で増額っていう町村もあったり、実は隣の多良木町の調べましたらちょうど今、事務局長前田事務局長が担当で答えてらっしゃったときにも、多良木も増額っていう話が出て、その際に郡市を調べましたらこの祝い金の金額も各町村によってばらばらっていうところもありますので、出来ましたら、一度この後あさぎり町としてどういうふうを考えていかれるかっていう指針をされるのに、郡市なり、熊本県なりの状況というのを一度お知らせいただくと私たちも検討していけるかなと思いますのでお願いいたします。それと団塊の世代の方の年齢の動きが今後の令和11年度に変わってくる部分っていうのはしっかり分かってる部分もありますので、施設待機者の方も含めまして、あわせて健康づくりで取り組んでいただければと思います。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。まず敬老祝い金でございますが、今、御指摘、議員から御指摘いただきましたとおり各町村で同様の取組をされておりますが、その具体的な内容につきましてはですね、私どもも把握した資料もございますが、それぞれ様々といえますか、そういった状況でございます。決して今のあさぎり町がですね、他所の町村さんよりも低いといったようなことはないかなと。平均的な、それ以上と言ってもいいぐらいの出来ているのかなあといった思いはしております。確かに外部評価等におきましてはですね、非常に率直な御意見も御指摘もいただいております。そういった声には真摯こちらも真剣にですね、耳を傾けていく必要があると思っております。一方で高齢者の方々にとりましては、合併しましてからといいますか、役場も遠くなってしまったりとか、いろんな御不便をおかけしてることもありますし、高齢者の方々にですね、なかなかの声を吸い上げることもなかなか出来ずにおるいる場面もあろうかと思えます。今後そういった高齢者の方々の声にもですね、しっかりと声を傾けながらどういった給付が適切、適切なるか、また議員の皆様方ともしっかりと話をさせていただければと思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。次に、健康推進課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 健康推進課に1点お尋ねいたします。23ページの歳入で自殺対策補助金を受入れられております。103万円というこの金額なんですけど、この県のほうでですね割り振って、この金額は出来てると思うんですが、金額の根拠でありますとか、あるいはその町としてはこの自殺の対策にどのような事業をしておられるのかということをご尋ねしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。自殺対策のまず歳入関係でございますが、令和5年度につきましては、6項目がございます。子供若者対策、相談対策と相談委託分と人材育成、それと啓発等実態調査という6項目行うための補助金をいただいております。項目ごとにですね、3分の2での補助であったり、2分の1の補助であったりということでございますが、トータルしまして103万ということでございます。で、令和5年度の事業と今事業対策との内容につきまし

てですが、心の相談会を毎月行っております。これにつきましては、心理士の先生ですね、にお願いして相談会を実施しているところでございます。それからあとですね、中学生の健康講座等のも計画いたしております。そしてですね、昨年度からでございますが、昨年度と今年度2年度に分けて、町民の方、これは65歳以上の方と40歳から64歳の方の2区分でございますが心の健康アンケートを行っております。で、昨年は上地区、須恵地区、深田地区でございましたが、令和5年度は免田地区、岡原地区の対象の方にこのアンケートを実施するように計画しているところでございます。以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、ありがとうございます。今課長の説明の中でアンケートというのが出てきて、なるほどそれで昨年アンケートが来たんだと、私上地区に住んでおりますので、それにお答えをいたしました。で、日本のこの自殺死亡率というのはですね、先進国では第1位。そして未成年の自死率というのがまた世界1位でございます。こんなに豊かな国でですねとても悲しいことでございますが、政府も昨年の10月ぐらいにですね、自殺総合対策大綱というのを新たに決定した模様でございます。町としてもですね、今行われているこの事業の中でですね、あつてはならないことですので、もう是非とも特に若い人たち、そして男性のですね中高年の男性が1番死亡自殺をされてるということでございますので、もう本当に早くそういう状況をですね作っていただくような事業をこれからも進めていきたいと、いっていただきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、ありがとうございます。先ほど説明で漏れておりましたがゲートキーパー講座というのをしております。例えばその内容としましては、例えば床屋さんとかですね、いろんな方が行き来するところの方々に、そういう心の変化とかそういうのを察知していただいて早め早めにそういうのを情報をいただくとか。そういうふうにもいろんな方の情報は、心の何て言いますか、疲れ具合と申しますかそういうのを早めに聞き取って、つなげていくというのを進めているところでございますし、先ほども言いましたように中学生のところからですね、そういう講座とかも行ってございまして、若者の体制も対策をしておりますし、名刺サイズですね、ものをちょっとつくってございまして、ここ、これ来年度だったと思うんですが、中学生のほうにも配って、何、何かその困り事とかなかったら、あつたら相談で電話してくださいよというふうな、そういうふうな取組も進めているところでございます。今後も、自宅対策につきましてはできる限りですね、進めていきたいと思っております、よろしく願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにございせんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、お尋ねします。74ページの予防接種事業費でございます。もうこれはここで改めて聞くまでもないのかもしれませんが、コロナワクチン接種の新年度。新聞報道によりますと高齢者5月ぐらいからまたというようなお話がまだ正式決定かどうか分かりませんが、そこにはそんな話を聞いておりますが、そこに何ていうかな、正式になったらまた町対応いただくものと思っておりますが、現時点でまだそういったものをきちんとした正式の話はあつてないから予算上はまだ全然、全然と申しますか対応しておられないのだろうと想像しますが、

もし5月であればですよ、もう新年度すぐですよ。そこあたり確認の意味でお尋ねしますが、今後のワクチン接種、コロナワクチン接種の何ていうかな、在り方の分かる範囲で御説明をいただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、コロナワクチン接種につきましては、この当初予算作成時におきましてまだ国のほうからも5月接種のことが出来ておりませんでしたので、今回、今回の当初予算では、3月をもって終了したことにより後の残務整理の4か月程度をいろんな接種のものを整理するというところで予算を組んだところでございます。議員が言われましたとおり、国のほうから5月8日から65歳以上の高齢者の方と医療従事者関係については1回目を、それから9月になりましてからは65歳と医療従事者は2回目、それと一般の方が1回目をというふうに今話が来ているところでございます。当然5月になりますと、予算が伴いますのでこれにつきましては、財政のほうと協議しながら、場合によってはですね、3月にの後半に、また予算の計上とかをお願いすることもありうるかなと思っておりますが、いずれにしましてもやはり接種体制を確立するためには、その予算のと予算計上については、議員の皆様方にも御理解、御協力をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。最後に、教育課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。3番です。教育課には2点お尋ねをいたします。まず1点目は、24ページで歳入でございます。英検チャレンジの補助金が受入れられておりますが、中学3年生対象だということでお聞きしておりました。この実績についてお尋ねしますのと、もう1点は111ページ歳出のほうで、心の教育相談員というところがございます。1名分かと思うんですけども、この相談員の先生がですねいらっしゃるということで、不登校児童、不登校生徒の状況などをお尋ねいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。はい。まず1点目の英検の補助金の件ですけれども、まずこの英検は生徒の目標に挑戦する主体的な学びの育成と意欲の向上、さらには英語力の向上を目的として実施されます英語検定の受験に係る保護者負担を軽減するために補助を出しております。1年生から3年生まで受験いたしますけれども、県のほうからは3年生に特化しまして3分の1補助が来ているところであります。そちらが歳入で受入れております。実績ですけれども、補助の対象としまして、1年生から3年生までの数字でございますが、令和3年度が166人、令和4年度が180人と令和5年度が239人を予定をしているところでございます。はい、すいません失礼しました。2点目ですけれども、心の教育相談の関して不登校の状況っていうところがありますけれども、心の相談員の方が1名あさぎり中学校に配置されておまして、不登校に関する相談、主にですね、ほかに友人関係に関する相談、家族、家庭の問題に関する相談を受けておられます。年間にしますと現在令和4年度が2学期まで数字が出ておりますけれども、総数の1,523件ほど相談を受けられておまして、年間にしますと延べ、2,000件ほど相談を受けていただいております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、分かりました。英検に関しましては、生徒数はですね、少し減ってはいると思うんですが受験する子供たちは増えていくという、いい傾向にあると思いますので、今後とも現場の先生方にもですねしっかり奨励していただいて、たくさんのお子もたちが受験をしてチャレンジを続けて欲しいなというふうに思います。あと心の教室の件ですけれども、非常に大きな件数ですね相談を受けていただいて、改善というのはどんなふうになっているのでしょうか。子供たちが1番思春期で難しいときですので、非常に大切な分野の仕事だと私も思っておりますが、これによって子供たちの状態がですね、改善しているのかどうか、そこまで把握はされていますか。

◎副議長（森岡 勉君） 米良教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 私のほうから分かってる範囲でですね、述べさせていただきます。先日の新聞の報道によりますと全国で小中高校生の自死ですね、600、あ、512人ではなかったかというふうに思っております。非常にいろいろな悩みを抱えながらやはり生活をしている子供もたちがおりますが、本町の心の教室相談におきましては、やっぱり日頃いろいろな悩みを持っております子供たちの相談についてはやはり担任としっかりと連携しながら、一人一人の子供に寄り添って相談を受けていると。場合によってはスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、それから関係機関との、あるいは関係課との連携を図りながら取り組んでもらっております。これ私の感想になるかと思いますが、やはり子供たちの表情を見ておきますとやはり相談を受けたことによって、やはり意欲的にまた学校で学習等に参加する子供たちの姿勢が見られるのではないかというふうに思っております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番です。122ページにですね、学校給食審議会委員報酬が予算化されております。で、令和4年度、今年度ですね。5名の委員さんがおられると思いますが、その出席状況と会議内容についてお知らせいただきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、学校給食運営審議会ですけれども会議につきましては、2月の末に審議会を開催しております。内容につきましては、給食費について、また学校給食のアレルギーについてと米粉パンについて審議をいただいているところであります。

◎副議長（森岡 勉君） 10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。あのですね、隣町におきましては臨時交付金を使ってですね、給食費の無料を3か月間されました。また、昨日の新聞を見ますとまた一般会計を使って、3か月間無償ということで掲載されておりました。で、あさぎり町のその審議会においては、そういうことは議論されておられませんでしょうか。2月末というようなことで今、お聞きしましたので多分無理かなと思っておりますけども、その辺のところもお知らせいただきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。2月の審議会の協議の中で給食費につきましてお話をした

ところでありますけれども、やはり物価高騰によりまして保護者も様々な負担が増えているというところで、給食費の負担が今、今の3,800円からですね、負担増とならないような実施をお願いしたいという意見をいただいております。

◎副議長（森岡 勉君） 10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、分かりました。あのですねやはりあさぎり町からですねその仕事に出向いておられる親御さんもおられますので、やはり隣のですね、実情をお聞かせいただくと、やはりあさぎり町も無理かなあというような、やはり父兄にとってはそういう懸念もありますので、そこら辺のところもですね、一応他所の町村もっていうわけにはいかないと思いますけれども、最寄りの町村の状態も把握されて審議会のほうにも諮っていただきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、確かに他の人吉球磨管内の町村を見てみますと、あさぎり町の町の負担額が1番低うございますのでそういったところを説明しましたところですね、そういう近隣町村の実情も踏まえながら検討をしていってほしいということでしたので、今後ですね、さらにそういったところの協議をですね、進めていきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です、ただいまの質問と関連いたしますけど、ページは90、28ページと123ページの給食費に関することでございます。需用費がですね光熱費それから賄い費等が高騰していることと思っておりますけど、この高騰は即給食費に反映しているのか、それとも抑止抑制として、町の負担を増やして給食費は上げない方向であるのか。将来にわたってですね山江と水上は給食費の無償化をやっておりますけど、食育も給食の食育の教材としての給食と考えるならば、無償化もあり得るのかなという感じもするんですけど、将来についてその辺のところについて今お考えがあるかどうか、その2点を伺いたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。1点目の給食費の物価高騰による影響なんですけれども、実際給食費の1食単価がですね、小学校におきましては、236.14円から262.12円。中学校が277.99円から308.57円と上がっております。この差額に関しましては令和4年度は、コロナ交付金によりまして対応させていただきまして、保護者の負担は、給食費の負担を上げないというところで据置きで対応しておりますので、町の負担が増えているところでございます。給食費の無償化につきましては、今後、先ほども述べましたが近隣の町村をですね、状況を見ながらあさぎり町でも検討していきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 令和4年度はそうだったんでしょうけど令和5年度の予算としましては、その補填、上げないという方向で、やはり行かれるということでしょうか。

●教育課長（山口 宏子さん） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、失礼しました。令和5年度につきましても、物価高騰分を見まして保護者の負担は上げないというところの予算を組んでおります。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、18ページお願いいたします最下段の教育使用料の中の文化ホール施設の使用料ということで10万計上いただいております。歳出のほうは117ページのほうで運営費が上がっておりますが、1年間ほどの改修後、また再稼働と申しますか、ということでこの10万というのは、仮という表現がおかしいんですけど、で挙げられているのかなと思いつつですね、少ない数字だなということで。ここでお尋ねしたいのは、文化ホールに限りませずにこういったコロナ禍でなかなかイベント等もない状態が続いた中で今から、文化ホールあるいは他の社会教育施設、社会体育施設の利活用の促進と申しますか、そういった部分で何か教育委員会としてお考えの部分があるのかどうか。民間団体がそれぞれ自主的にお使いいただくのが前提かとは思いますが、何かお考えの部分があればですね、ぜひお願いしたいと。せっかく改修、文化ホールに限って言いますと改修終わってですね、あとはもうどれだけ住民の皆さんが、あるいは町外の方も含めて御利用いただくような環境づくりがぜひお願いできればと思いますので現時点で何かありましたらお願いしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、須恵文化ホールの使用料でございますけれども先ほど健康推進課長からもありましたが、コロナワクチンの接種の関係で、須恵文化ホールのほうの使用する見込みがあるのではないかとこのところ、令和5年度も前年同様の予算を組ませていただいております。コロナ禍がウィズコロナで終息してまいりますと、須恵文化ホールと深田校区公民館、せきれい館ですね。におきましては、当然自主文化事業等を計画してまいりたいと思います。深田校区公民館せきれい館に関しましては、今年度は、自主文化事業としまして図書館祭りに、を行いますのでそちらで自主文化事業として人形劇や影絵劇などそういったものを、今回は計画をしようと思っているところであります。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。各課について質疑いただきましたけれども、全課にわたっての質問があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、1点町民課長にお伺いしますが、総合窓口を担当しておられますからお伺いしますが、それぞれ支所があって、それぞれの来客数もう多分把握されておるんだろうと思いますし、またその内容等も十分精査されているんだろうというふうに思います。基本的に私は来庁者を少なくする方法、それはやっぱりデジタル化が進むことによって変わらぬサービスの提供は、変わってできるものがいっぱいあると思うんですけれども、当然デジタル審議監おいででありますから検討はなされてるんだろうというふうに思います。しかしながら、町民の目に見える形でのデジタル化というのが、なかなか分からない。私はいつぞやかデジタル審議監にお尋ねした時にそれぞれの工程表といいますかね。お示しをいただきたいという話をしたら、審議会の中で議論してまいりますという答弁がございました。当然それはそれでいいんですけれども、やっぱりこれはデジタル化を進めるがためには、マイナンバーカードの普及というのも、これは大切なことで、それとつなぎ合わせて、やっぱりスマホであったり活用して、郵便局あるいはコンビニ、いろんな申請住民票の受領も、今後はもう当然郵便局等でも受領がで

きると。もう当然もうこれ、実施しているところもあるわけですがけれども、やっぱりそういうふうにして目に見えるような形が、いつあらわれてくるのかなど。内部の中ではそれは進んでるんだろうと思いますから、その辺りをですね、今日は審議監おいでですから、お伺いしたいんですけどもね。

◎副議長（森岡 勉君） 中野デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（中野 裕登君） はい、お答えいたします。今御指摘をいただきました町民サービスのデジタル化というところにつきましてはですね、まさしく今回のデジタル田園都市国家構想交付金のほうで1件ちょっと申請をしているものがございまして、町民課の予算のほうから御説明をいただきましたけれども、マイナンバーカードを活用してですね、各種申請書について自動で印字をするような記帳台帳という記帳台というものをこのたび整備する方向で申請を上げているところがございます。具体的には、まさに住民票の交付ですとか、そういったサービスで申請書、町民の皆様の名前ですとか、住所ですとか書いていただくところがあるんですけども、そちらをですね、専用の端末にマイナンバーカードはかざしていただければ、自動で名前性別住所については自動で印字されると。これによって町民の方々も自分で書くという手間を省くことが出来ますし、職員においてもですね、乱筆による住所の解読が必要であるだとか、住所が正確な形で記載されるというようなメリットもございますので、そういった形でまず目に見えるデジタル化というところを一つ進めていければと思っております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。はい。せっかく審議監が本庁からおいででありますから、そういった形の中で目に見える町民がですね、本当にデジタル化になって便利になったな、それを実感できるようにしていただきたいと思うわけですね。今回も今言われるように多額のお金を使って計画されるわけですが、それはそれでいいとしてもやっぱり総務省が出してる全国の今までの例が234件も公表されてますが、これをじっくり参考にしながら、それぞれの自治体が自分ところにデジタル化を進めてくださいっていうのが総務省の意向ですもんね。ちゃんとここにも出ております。ですから私は、せっかく何回も言いますが、はい。皆、それは期待してるから言うんですから。はい。ぜひですね、本当に町民の皆さん方にいち早く審議監がおいでになって便利になったよって。是非そういう形をもう早急にですね、何かまずは一つでも全部はいかんとおもいますけれども、一つでもいいですから早い段階で提供いただければと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 中野政策審議監。

●デジタル政策審議監（中野 裕登君） はい、お答えいたします。まず御期待をいただいているという強い激励をいただきましたことをうれしく思っております。総務省が進めているところでもございますけれどもまさしく私もですね総務省に入省した頃に地域通信振興課というところで自治体に先進的な事例をどんどん横に広げていこうというような取組を担当しております補助金等もやっておりました。まさに私としてもですねその当時の経験等も生かしながらですね、他の自治体の事例ですとか、情報収集をしっかりとやっていって我が町にそのまま当てはめられるようなものであればそれが1番効率的かなと思っておりますけれどもそうならない部分はですね、職員ですとか町民の方々の御意見も踏まえながら、我々の町の課題に合った形で導入ができればいい

いなと思って考えを進めているところでございます。また、御質問でもいただきました目に見える形でというところ、私も、やはり私がここに着任させていただいて、業務に当たるからにはですね、何かしらそういう皆さんにデジタルって便利だなというのを感じていただくというところをですね、目標にしているところもでございますので、議員おっしゃるとおりですね、いきなり生活の様式をがらっと180度変えるようなデジタル化というのは難しいところではあるんですけども、一つ一つ着手しやすいところからですね、進めていって、最終的には何か大きな形で変えることができればいいのかと、そういうふうに考えているところでございます。ありがとうございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。会議の途中でございますがここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時35分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。生活福祉課所管課分の時に5番橋本議員への追加答弁がございますので、これを許可いたします。蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。先ほどの橋本議員から御近所ささえあいネットワーク事業の取組状況ということで御質問がございましたが、現在この事業に取り組んでいる地区としましては14地区ということでございます。ですね、あさぎり町の行政区からしますとまだまだ少ない取組状況だと思っておりますので、今後ですね生活福祉課としましてもこの事業についてサポートをしていきたいと考えております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第2、議案第82号令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。桑原課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎君） それでは、2ページを御覧ください。令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算を説明いたします。第2項から読ませていただきます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号保険給付費の各項に計上した予算額に過不足額を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。それでは、予算の説明に入ります前にあさぎり町国民健康保険につきまして、現状を簡単に説明したいと思います。令和3年度の被保険者の平均は3,833人で前年度と比較しまして131人の減で、合併当初から年々減少しているところでございます。年齢層としましては、59歳以下が約4割、60歳から74歳が約6割を占めております。保険給付費については、令和3年度の保険給付費の総額は、約14億5,233万円で、前年比2.54%の増となっております。また1人当たりの保険給付費は37万8,902円で、前年比6.04%と約2万円ほど増加しております。被保険者の減少が主な原因となっておりますが、コロナ受診控えの反動や行動制限の緩和もその要因と考えられます。それではまず税務課から予算の説明を行います。

◎副議長（森岡 勉君） 田口税務課長補佐。

●税務課長補佐（田口 宏幸君） はい。それではまず、税務課所管から説明をいたします。9ページ目をお願いいたします。歳入からです。款1国民健康保険税、目1の一般被保険者国民健康保険税です。節1から3までは、令和5年度現年分となります。被保険者数の減少と未就学児均等割分の減少によりまして、調定見込額に収納率97%を見込み計上しております。節4から6及び目2の退職被保険者等国民健康保険税の節1から3につきましては、滞納繰越し分となります。5年度への繰越し見込額に収納率15%を見込み計上しております。次のページをお願いいたします。最上段の款3使用料及び手数料の目1督促手数料です。過去3年間の実績によりまして予算計上をしております。次に12ページをお願いいたします。3枠目の款10諸収入です。延滞金加算金及び過料について計上をしております。次に15ページをお願いいたします。続きまして歳出となります。最下段の目1賦課徴収費の印刷製本費につきましては、国保税の納付書、封筒、督促料等の印刷製本費となります。次に21ページ目をお願いいたします。1枠目の款8諸支出金のうち、目1の一般被保険者保険税還付金と目2の退職被保険者等保険税還付金につきましては、過年度分の所得更正や社保加入により還付が生じた際の還付金です。目3及び4の還付加算金につきましては、還付に際し加算金が生じた場合に還付金と合わせて支払うものになります。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 桑原課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎君） はい。では、健康推進課所管分につきまして御説明いたします。歳入になります。10ページをお願いします。4枠目、目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等交付金普通交付金は、町が支払いました被保険者の医療費に対して、県が算出した金額を交付されるものです。保険給付費の給付見込みが増えたことに伴い増額を行っております。節2保険給付費等交付金特別交付金につきまして、説明欄の最上段、保険者努力支援分は特定健診受診率や特定保健指導実施率の向上。それから糖尿病重症化予防への取組や収納率の向上などに応じて交付され、また令和5年度からは、健幸運動教室に係る国保被保険者分の事業費に対しても交付を予定しております。説明欄の2段目、特別調整交付金は、医療費関係等で、市町村間の財政力の不均衡を調整するために設けられているものです。3段目の県繰入金は、医療費など市町村の事情に応じて個別に交付されるものです。4段目の特定健康診査等負担金は、特定健診に係る費用につきまして算定結果表から国3分の1、県3分の1の合計3分の2が県負担金として交付されます。11ページを御覧ください。2枠目、目1利子及び配当金につきましては、財政調整基金に係る基金利子の見込額を計上しております。3枠目、目1一般会計繰入金です。一般会計からの法定内での繰入金となります。節1保険料軽減分保険基盤安定繰入金は、前年度の低所得者への軽減実績をもとに算定をしております。節2保険者支援分保険基盤安定繰入金は、軽減世帯に対するもので被保険者数に応じて算定をしております。節3出産育児一時金等繰入金は、50万円の12名分の3分の2を計上しております。節4財政安定化支援事業繰入金は、低所得者世帯と高齢者割合などの関係を要因としまして算定した額を計上しております。節5未就学児均等割保険料繰入金は、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、国保税より均等割分を軽減するもので115名分を計上しております。節6その他一般会計繰入金ですが、主なものとして

レセプト点検員2名分の人件費や共同電算委託手数料を計上しております。12ページをお願いします。1枠目、目1財政調整基金繰入金です。県への事業費納付金及び保健事業費の増加や被保険者の減少に伴う国保税の減収を補うため、2,000万円を増額計上しております。2枠目、目1繰越金につきましては、財源調整によるものです。4枠目、目1特定健康診査等受診料です。これは後期高齢者の特定健診分について、後期高齢者医療広域連合より受託しており、受診者数の増加が見込まれますので増額計上をしております。13ページをお願いします。1枠目の最上段、目1一般被保険者第三者納付金は、交通事故等による医療費を国保で立替えた分を受け入れるもので、前年度と同額を計上しております。14ページをお願いします。以上、歳入合計21億8,401万4,000円となっております。続きまして、歳出の説明をいたします。15ページを御覧ください。1枠目、目1一般管理費です。主にレセプト点検員2名分の人件費や共同電算委託手数料を計上しております。目2の連合会負担金につきましては、国保連合会からの算定額に基づき計上を行っております。16ページをお願いします。1枠目、目1運営協議会費は、国保運営委員6名による協議会を年3回開催予定している分です。2枠目、目1一般被保険者療養給付費と目3審査支払い手数料につきましては、過去3か年の平均決算額により算出をしております。また、目2一般被保険者療養費につきましては、令和4年度の決算見込額を計上を行っております。なお4段目と5段目の退職被保険者分につきましては、該当がないため廃目としております。3枠目、目1一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、過去3か年の平均決算額により算出しております。17ページをお願いします。1枠目、目2一般被保険者高額療養費につきましては、令和4年度の決算見込額を計上しております。また、2段目3段目の退職被保険者分は該当がないため廃目としております。3枠目を御覧ください。目1出産育児一時金です。令和5年度から1人当たり50万円を増額しており、過去3か年の平均12名分を計上しております。18ページをお願いします。1枠目、目1葬祭費です。こちらは、前年度予算と同額2万円の30人分を計上しております。2枠目、目1傷病手当金は、新型コロナ関係で仕事を休んだ場合に所得補償を行う制度です。3枠目、目1一般被保険者療養給付費分です。県からの算定資料に基づき納付額と、基づく納付額となっております。4枠目、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分は、後期高齢者の医療費を74歳以下で支える仕組みとなっており、これにつきましても県からの算定書類に基づいた額を計上をしております。19ページをお願いします。2枠目、目1介護納付金分です。これにつきましても、県からの算定資料に基づいた額を計上をしております。4枠目、目1保健衛生普及費の節12委託料の共同電算委託料につきましては、疾病分類処理や年2回の医療費通知とジェネリック差額通知の処理等の委託を行っており、被保険者の健康増進と医療費へのかかわりに、関わり方について普及啓発を行っている分となっております。20ページをお願いします。1枠目、目1特定健康診査等事業費ですが、節1報酬から節8旅費は、主に特定保健指導に係る看護師、会計年度任用職員2名分の人件費であり、国保ヘルスアップ事業の交付対象となっております。節12委託料ですが、特定健診や特定保健指導、後期高齢者の健康等、健診等の委託料となっております。受診者数の増加見込みにより増額計上をしております。2枠目、目1財政調整基金積立金です。会計課算定の利息分を計上しております。21ページをお願いします。2枠目、目1一般会計繰出金ですが、これは一般会計予算で実施す

る健幸運動教室の国保被保険者分の事業費を国保会計から補填することとしており、その財源は国保ヘルスアップ事業を充てることとしております。3 枠目、目 1 予備費については、昨年同様 2 0 0 万円を計上しております。2 2 ページをお願いします。歳出合計は 2 1 億 8, 4 0 1 万 4, 0 0 0 円となっております。以上で歳出の説明を終わります。続きまして、2 3 ページをお願いします。給与費明細につきまして説明します。まず特別職ですが、国保運営委員 6 名分です。2 4 ページをお願いします。一般職分ですが、この総括表は会計年度任用職員 4 名分の報酬等の額を記載するものであります。以上で、健康推進課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。2 番、岩本議員。

○議員（2 番 岩本 恭典君） 1 6 ページのですね、運営協議会費の中の国保運営費委員報酬で、1 3 万 1, 0 0 0 円あげておりますけど、この運営委員会の中でこういった話が出てるのかその内容についてちょっとお伺いいたします。したいんですけど。

◎副議長（森岡 勉君） 桑原課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎君） お答えします。国保運営協議会では、運営委員会、協議会を諮問機関といたしまして、国民保険税の条例や国民健康法、国民健康保険条例の内容につきまして、あとは予算関係につきまして諮問のほうを行っております。それに加えて、今回 2 月に行いました運営協議会につきましては、本年度の令和 5 年度の事業計画につきまして報告を行ったところでございます。で、清掃の中です、委員のほうからですね、委員のほうからはですね、健康の増進事業として、もう少しですね、町として頑張ってもらいたい。そういったことでの内容を意見としていただいております。以上となります。

◎副議長（森岡 勉君） 2 番、岩本議員。

○議員（2 番 岩本 恭典君） 国民健康保険税のあさぎり町の分に関しては、前からずっと言われてますが、高いというふうに言われてますよね。その辺の話については、全然出ない、というのですかね。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、国民健康保険税が以前からですね県内でも高いというお話が出ておりますが、昨年税務課とずっと勉強会をしまして、県の計算では 1 番高いんですが、町独自のいろんな助成とか、いろんな取組によって県内では真ん中よか、真ん中より低いところになっているというのが実態でございます。で、この運営協議会におきましては、貢献性が高いのではなかろうかと、そういうふうな御意見とかはいただいております。あくまでもこの予算書等も示して、その中での協議いただいて答申いただくというところになっております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。1 番、小谷議員。

○議員（1 番 小谷 節雄君） 今のお話若干絡みますが、1 2 ページで基金繰入金金が 2, 0 0 0 万、今年度から増額をいただいているということで、先ほど課長が最後におっしゃった昨年度からのですね、検討の結果こういうふうな予算案ということで出されておるといふに理解をしております。今の岩本議員からも質疑ありましたが、この件については予算の予算案の諮問を審議会、運営協議会のほうにされたときに、もう特段、この基金の繰入れ増額についての御意見、

要するにそれイコール、保険税の抑制というかにつながる部分だと思いますので、そういう議論があったのかなかったのかですね。それは一つの町の若干、その一つの方針ですかねこれ。出されてもいいのかなという気がしますのでちょっとそこ確認で行ってお願いします。あわせてですね、この2,000万の基金の増額、繰入金の増額が私もちょっとうまく理解出来てないんですが、2,000万の保険税の減額というふうに単純につながるものかどうかちょっとその付近を確認の意味で、御説明をいただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、この当初予算の説明につきましては、運営協議会の中で以前に議員の皆様にご説明いたしました個々の財政の仕組みであったり、そして基金の運用であったり、御説明させていただきましたその内容について御説明をさせていただいております。その中でそれを御理解いただいた上で承認いただいたというところでございます。それからこの2,000万円につきましては、はい、いろんな制度の中での、になりますが、この2,000万は、結果としては、保険税、保険税の減額につながっていると私としては理解していますが、計算上そうだったと。そうになっております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 1点お伺いいたします。ページは17ページの出産育児一時金についてお伺いいたします。42万から50万に上げられたということで、ちまたに実際お産をされて、その差額を逆に高く、は、高いところですね自己負担があったということもあったんですけど、当あさぎり町近辺におきましては、50万になった場合に、これに追随して、産科での入院とか、そういうのが続いた、上がっているのかどうか。50万になったとしても、実際お産された方が手出しが必要なのか、その動向はお掴みでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。現在42万でございましたが請求が上がってまいりますのは、当然、うちのほうに請求もありますので、うちの出産に当たりましては50万を超える案件はなかったと記憶しております。ただ、議員が言いましたとおりこの50万に上がったことで医療機関の出産にかかる費用が上がるかどうかというのは確認出来ておりません。で、当然それについてはですね今後、確認とかしていくことが必要かなと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、日程第3、議案第83号令和5年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。桑原課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎君） はい。それでは、2ページを御覧ください。令和5年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明いたします。それでは、第2項を読み上げます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。まず、歳入から説明いたします。7ページをお願いします。1枠目、目1後期高齢者医療保険料ですが、節1現年度分特別徴収保険料と節2現年度分普通徴収保険料につきましては、熊本県広域連合の算定資料に基づき、それぞれ見込額を計上をしております。節3の滞納繰越し分普通徴収保険料は、過去の滞納繰越し額にそれぞれ徴収率を勘案し、算定したものを計上

しております。3 枠目、目 1 一般会計繰入金です。節 1 事業費繰入金につきましては、一般会計より保険証の発行に係る事務経費分を繰り入れるものであります。節 2 保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を繰り入れるものとなっております。節 3 歯科口腔健康診査繰入金は、高齢者の歯科口腔検診の自己負担分 4 0 0 円分を受診者見込み人数を 1 5 0 人として繰り入れているものであります。8 ページをお願いします。1 枠目、目 1 受託事業収入ですが、こちらは広域連合より歯科口腔検診等受託料として 1 5 0 人分を計上しております。3 枠目の目 1 繰越金につきましては、財源調整により計上を行っております。歳入合計 2 億 5, 0 7 3 万 9, 0 0 0 円です。以上で歳入の説明を終わります。次に、歳出の説明を行います。9 ページをお願いします。1 枠目、目 1 一般管理費です。主に保険証発送に伴う事務経費を計上しております。2 枠目、目 1 後期高齢者医療広域連合会の納付金ですが、こちらは被保険者が納入しました保険料と基盤安定負担金として、県が 3 分、失礼しました、県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 を負担し、一般会計から繰入れたものを広域連合に納付するものとなっております。3 枠目、目 1 健康診査等事業費です。歯科口腔検診の受診見込み数を 1 5 0 人として、委託料を計上したものです。4 枠目、目 1 保険料還付金として、失礼しました。目 1 保険金、保険料還付金と目 2 還付加算金につきましては、過年度分の保険料還付金を広域連合から歳入で受入れ、それを被保険者に還付するものであります。1 0 ページをお願いします。目 1 予備費を 1 0 0 万円計上しております。歳出合計 2 億 5, 0 7 3 万 9, 0 0 0 円となっております。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

◎副議長（森岡 勉君） 次に日程第 4、議案第 8 4 号令和 5 年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。尾方課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（尾方 圭君） はい、では、介護保険特別会計予算について説明いたします。第 1 条 2 項から読み上げさせていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算による。第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 の規定による一時借入金の借入れの最高額は 2 億円と定める。第 3 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項のただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。1、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。では 9 ページをお願いいたします。歳入から説明させていただきます。1 枠目の節 1 現年度分特別徴収保険料につきましては、年金から天引きされる方の保険料で約 5, 2 0 0 名を見込んでおります。節 2 現年度分普通徴収保険料は、6 5 歳年齢到達時や修正申告などの理由で特別徴収出来ない方の保険料となっており、約 3 4 0 名を見込んでおります。節 3 滞納繰越し分普通徴収保険料は、普通徴収における滞納繰越し分であり、令和 5 年度見込み調定額の 2 5 %を計上しております。3 枠目の目 1 介護給付費負担金につきましては、介護保険事業標準給付費合計額の国負担分で、施設分 1 5 %、その他分 2 0 %を受け入れるものであります。なお、算定基礎となる標準給付費見込額を令和 4 年度より 3, 0 0 0 万円程度を下げていることから、この枠以降の介護給付費に係る国県支払基金の予算額についても、昨年度分より減額となっております。4 枠目の目 1 調整交付金は、介護保険事業標準給付費合計額に対し、見込みで 7. 8 %が交

付されるものです。目2、節1の介護予防日常生活支援総合事業交付金は、総合事業、一般介護予防事業の事業費に対し、25%が交付されるものです。10ページをお願いします。1枠目上段の節2包括的支援事業任意事業交付金は、地域包括支援センターの運営事業及び任意事業、社会保障充実事業の合計額に対し、38.5%が交付されるものです。目3の保険者機能強化推進交付金及び目4の保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援や重度化防止について、各市町村で取組達成状況に応じて交付されるインセンティブ交付金でありまして、国の予算規模などにより増減があることから、令和5年度は28%減額での計上となります。2枠目の目1介護給付費交付金は、標準給付費見込額に対して、第2号被保険者負担率27%を掛けた金額が交付されるものです。目2の地域支援事業交付金は、総合事業一般介護予防事業の事業費に対し、27%が交付されるものです。3枠目の目1介護給付費負担金は、標準給付費見込額に対し、施設分17.5%、その他分12.5%を掛けた金額を受け入れるものです。4枠目の節1介護予防日常生活支援総合事業交付金は、総合事業一般介護予防事業の事業費に対し、12.5%が交付されるものです。11ページをお願いします。1枠目、節2の包括的支援事業、任意事業交付金は、地域包括支援センターの運営事業費及び任意事業費並びに社会保障充実分事業費の合計額に対し、19.25%が交付されるものです。2枠目の目1利子及び配当金は、介護給付費準備基金利子を受け入れるものとなります。3枠目の款7は、町の負担分として一般会計から繰り入れるものであり、目1介護給付費繰入金は、標準給付費見込額の12.5%、目2その他一般会計繰入金は、保険者の事務費分、目3、節1の介護予防日常生活支援総合事業繰入金は、総合事業、一般介護予防事業の事業費の12.5%、節2の包括的支援事業任意事業繰入金は、地域包括支援センターの運営事業費及び任意事業費並びに社会保障充実分事業費の合計額の19.25%。目4の低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減措置を行うもので、軽減された保険料に対し、国50%、県25%、町25%の負担となります。なお、目2節2の事務費繰入金は、球磨郡介護認定審査会システム導入に係るあさぎり町負担分となります。12ページをお願いします。1枠目の目1基金繰入金、3枠目4枠目の款9諸収入につきましてもは費目存置となっております。2枠目の目1繰越金につきましてもは、前年度からの繰越金となります。13ページをお願いします。目1介護予防サービス計画収入は、地域包括支援センターが行う要支援者及び事業対象者のケアプラン作成に係る費用を国保連合会から受け入れるものであります。14ページをお願いします。歳出について説明させていただきます。1枠目の目1一般管理費につきましてもは、介護保険事業に係る事務費でありまして、地域包括支援センター運営協議会、介護保険料徴収システムの管理に関する経費が主なものとなります。2枠目から次ページの1枠目にかけての介護認定審査会等費は、要介護認定業務にかかる経費として、要介護認定の訪問調査を行う会計年度任用職員3名の人件費、主治医意見書作成に伴う手数料や球磨郡介護認定審査会事業特別会計の負担金が主なものとなりますが、球磨郡介護認定審査会システム導入負担金分が増額となっております。15ページをお願いします。2枠目の目1計画策定委員会費につきましてもは、令和6年度から第9期介護保険事業計画を策定する必要があるため、策定支援委託料や委員会開催費用を計上しているため、増額となります。3枠目の目1介護サービス等給付費は、要介護認定被保険者が利用する介護サービスや福祉用具購入及び住宅改修をされた場合に支払われる給付費となっております。歳入で

説明しましたが、令和5年度は、介護給付費の大きな伸びはないと見込み、款2保険給付費全体で減額計上となっております。16ページをお願いします。1枠目の目1介護予防サービス等給付費は、要支援認定被保険者が利用する介護予防サービスや福祉用具購入及び住宅改修をされた場合に支払われる給付費となっております。2枠目の目1審査支払い手数料は、国保連合会に委託している審査支払い業務に対して手数料を払うものであります。3枠目の目1高額介護サービス等費は、月に利用した高額サービス費が所得区分に応じた月限度額を上回った場合に支給されるものです。4枠目の目1高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険を利用して、自己負担分が年間限度額を超えた場合に支給されるものです。5枠目の目1特定入所者介護サービス等費は、要介護、要支援認定被保険者が介護施設サービスを利用する際の食費、居住費の負担額を所得に応じて軽減するものであります。17ページをお願いします。1枠目の目1第1号被保険者還付加算金は、第1号被保険者の死亡、転居等により発生する還付金となります。目2償還金は、国県等への過年度分の償還金ですが、令和4年度の精算額が確定しておりませんので費目存置となります。2枠目の目1基金積立金は、準備基金積立金の利息分を基金へ積み増すものであります。3枠目から次ページの1枠、次ページ1枠目の目1介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防のための訪問通所サービス事業や配食サービス事業、ケアマネジメントの委託料及び負担金となりますが、要支援認定者が利用する第1号通所事業の実績による、増額計上となります。18ページをお願いします。1枠目の目2一般介護予防事業費は、地域型サロン、介護予防サポーター及び脳いきいきサポーター養成講座、脳いきいき教室等に係る事業費で委託料が主なものとなります。2枠目から次ページの目1地域包括支援センター管理費は、主に職員4名の人件費と介護予防支援の委託料及び管理システムなどの委託料と使用料になります。複雑多様化する案件に対応する地域包括支援センターのマンパワー不足や近隣町村の居宅介護支援事業所のケアマネジャーの減により、委託件数の確保も困難であることから、本年度に会計年度任用職員1名の予算を追加計上しております。19ページをお願いします。目2包括的支援事業費は、地域の高齢者の実態把握や命のバトン登録推進に係る会計年度任用職員1名の人件費が主なものとなります。20ページをお願いします。目3任意事業費は、町長申立てによる後見人申請の費用、低所得者のグループホーム利用に対する家賃等助成や在宅高齢者で非課税世帯への介護用品支給の費用が主なものとなりますが、成年後見人に支払う報酬助成の対象者見直しによる増額計上となっております。次ページ1枠目までの目4社会保障充実分事業費は、介護、医療が必要な在宅高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、多職種の連携や地域づくりをサポートする体制を整備するための費用で、地域包括支援センター職員1名と会計年度任用職員1名の人件費、生活支援コーディネーターの委託料が主なものとなります。21ページをお願いします。2枠目の目1利子につきましては、介護財政安定化基金から一時借入れをする場合の利子を計上しております。3枠目の目1予備費は100万円を計上しております。22ページをお願いします。以上、令和5年度あさぎり町介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算総額をそれぞれ19億6,424万4,000円とし、前年度より191万9,000円減の当初予算であります。23ページをお願いします。給与費明細中のその他の特別職につきましては、地域包括支援センター運営協議会委員及び介護保険事業計画策定委員会委員22名に係るものであります。24ペ

ージをお願いします。一般職につきましては、地域包括支援センター職員4名分の人件費となります。25ページをお願いします。会計年度任用職員につきましては、要介護認定調査員が3名、包括的支援事業に2名、社会保障充実分事業に1名の計6名分の人件費となります。30ページをお願いします。介護保険特別会計における債務負担行為となりますが、11件全て令和4年度中に準備行為を行い、令和5年度を事業期間として、4月1日から業務を開始するものでございます。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。第8期の最終年度というふうなところで、今年度予算、5年度予算で、基金の繰入れも予定されてない。あるいは基金の積立てでの利息を予算計上されているということは、8期トータルです最終年度で、この予算で見ると、8期は言葉的に黒字表現でいいのかわかりませんが、そういうふうは無事というか、財政的には、収支的には、クリアできるというふうな、そういうふうな意味だろうと思ってるんですが、現時点でこの予算の段階でというか今年、令和4年度末ぐらいで、基金が一応準備基金ですか、が、まだかなりあるというふうには私は理解してるんですがそれでよろしいですか。いくらぐらいあるかを教えていただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい、基金の残高でございますが、現時点で、1億8,800万円ほどあったと把握しております。以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、日程第5、議案第87号令和5年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について議題とします。担当課からの説明を求めます。前田認定審査会事務局長。

●球磨郡障害認定審査会事務局長（前田 和博君） はい。第1条第2項から読み上げさせていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。まず全体な部分でございますけれども、球磨郡障害認定審査会は、原則月に2回の開催で、令和5年度は、昨年度と同様24回、年間計画いたしております。また、令和3年度の実績におきましては、年間167件の審査判定を行っていただいております。審査会の委員につきましては、身体分野、知的分野、精神分野、難病分野の4部門に関する学識経験者20名の方をお願いをするものです。委員の任期につきましては、2年間で、今回は令和5年度から令和6年度までとなっております。1合議体当たりこれは一つの審査会のグループでございますが、4名、また一部5名で審査判定を行っていただく予定でございます。7ページをお願いします。歳入でございます。款の1、分担金及び負担金、節の1、認定審査事業負担金でございますが、まずこれは構成町村からの負担金割合でございますが、球磨郡障害認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定によりまして、必要経費を人件費と事務費に分けて算定しております。均等割10%、障害者数割30%、障害福祉サービス支給決定者数割60%で、町村負担金を算出してしております。ここでは、事務局のありますあさぎり町を除く球磨郡8町村分を計上しております。款の2繰入金、節の1一般会計繰入金でございますが、これはあさぎり町の負担金相当分

を一般会計より繰り入れるものです。款の3繰越金につきましては、令和4年度からの繰越金です。款の4諸収入につきましては、雑入でございます。歳入合計、693万5,000円。前年度比較の27万3,000円の増でございます。次のページをお願いします。歳出でございます。款の1総務費、目の1一般管理費、節の1報酬でございますが、会計年度任用職員1名分と障害認定審査会委員20名分の報酬を計上しております。節の3職員手当、節の4共済費につきましては、主に会計年度任用職員1名分の人件費でございます。節の8旅費につきましては、主に審査会委員の費用弁償です。節の10需用費につきましては、主に福祉センターの電気料と上下水道料の1か月相当分を計上いたしております。節の11役務費につきましては、電話代、切手代、はがき代でございます。節の13使用料及び賃借料につきましては、主にパソコン、コピー機のリース料等です。節の18負担金補助及び交付金につきましては、派遣職員負担金ということで、時間外手当相当分でございます。予備費につきましては、昨年同様に計上しております。次のページをお願いします。歳出合計693万5,000円。対前年度比較で27万3,000円の増でございますが、増加の主な要因は、電気料の増等でございます。次のページをお願いします。10ページからは、給与費明細でございます。特別職につきましては、審査会委員分を計上いたしております。11ページをお願いします。一般職ということで、会計年度任用職員1名分の報酬及び期末手当を計上しております。12ページをお願いします。債務負担行為の調書を添付いたしております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎副議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、日程第6、議案第88号令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてを議題とし、担当からの説明を求めます。前田事務局長。

●球磨郡介護認定審査会事務局長（前田 和博君） 第1条第2項から読み上げさせていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものです。まず全体的な部分でございますが、審査会委員につきましては、医療分野、福祉分野、保健分野に関する学識経験者をお願いをするものです。令和5年度につきましては、59名の委員の方をお願いする予定としております。審査会につきましては、原則週に3回、ひと月に12回をめぐりに年間130回を計算しております。令和3年度の実績におきましては、年間3,744件の審査判定を行っていただいております。委員の任期につきましては、2年間でございます。今回は令和5年度から令和6年度までとなっております。一つの合議体、これは一つの審査会のグループでございますが、人数は4名で審査判定を行っていただくことにしております。7ページをお願いします。歳入でございます。款の1分担金及び負担金、節の1介護認定審査事業負担金、説明の介護認定審査事業負担金でございますが、これは球磨郡介護認定審査会共同設置規約の規定により算出をしたもので、通常の運営費に係る負担金でございます。事務局であるあさぎり町を除く、郡内8町村分の負担金でございます。その下の介護認定審査事業負担金、括弧新システム導入分につきましては、新規の事業でございます。現在人吉市と審査会の広域化について協議継続中でございますが、広域化の前提といたしまして、人吉市と同様のシステムを新しく導入するための町村負担金でございます。各町村の負担金につきましては、球磨郡9町村共同でデジタル田園都市国家構想交付金の事業により取組をし、事業費の2分の1をこの国の交付金で見込んで

おります。あさぎり町を除く8町村分を計上しております。款の2繰入金、節の2介護保険特別会計繰入金、説明上段の介護保険特別会計繰入金でございますが、これは審査会の通常の運営に係るあさぎり町分の負担金を繰り入れるものです。その下の介護保険特別会計繰入金、新システム導入分につきましては、新システム導入、導入についての、あさぎり町の負担金を繰り入れるものです。款の3繰越金、節の1繰越金でございますが、前年度からの繰越金を計上しております。款の4諸収入でございますが、雑入を計上しております。歳入合計、本年度が1億575万4,000円で、前年度比較の6,949万9,000円の増となっております。次のページをお願いします。歳出でございます。款の1総務費、目の1一般管理費、節の1報酬でございますが、会計年度任用職員4名分と委員の委員59名の報酬を計上しております。節の3職員手当と、節の4の共済費につきましては、主に会計年度任用職員4名分の人件費を計上いたしております。節の8旅費につきましては、主に審査会委員の費用弁償を計上いたしております。節の10旅費につきましては、主に審査会、すいません。失礼しました。節の10需用費につきましては、主に消耗品といたしまして、要介護認定調査平準化チェックシート、これ調査の際に使うものがございますが、これの9町村分、また総合福祉センターの電気料、上下水道料の1か月相当分を計上いたしております。節の11役務費につきましては、主に事務局と球磨郡9町村を結ぶ広域化ネットワーク接続料等を計上いたしております。節の12委託料につきましては、上の段のほうの認定事務支援システム保守管理委託料でございますが、こちらは現在の広域ネットワークシステムの保守料でございまして、事務局と構成9町村分の保守料を計上しております。下の段の球磨郡介護保険総合ネットワーク新システム導入委託料につきましては、今回国のデジタル田園都市国家構想交付金、これは交付率が事業費の2分の1でございますが、これを活用しまして、新規に取り組む事業でございまして、システム、人吉市のシステムと互換性のある新しいネットワークシステムの導入とタブレットを活用した介護保険訪問調査モバイルシステムの導入を図るものでございます。節の13使用料及び賃借料につきましては、主にコピー機、パソコン、プリンター等の事務機器使用料等を計上しております。次のページをお願いします。節の18負担金補助及び交付金でございますが、これは派遣職員負担金ということで、多良木町からの派遣職員に係る人件費相当分を負担金として計上しております。款の2予備費につきましては昨年と同様の額を計上いたしております。歳出合計1億575万4,000円。対前年度比較で6,949万9,000円でございますが、増加の主な要因につきましては、先ほども説明しましたとおり、令和5年度につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金事業を活用しまして、新しい介護保険総合ネットワークシステムの導入事業を新規に計上しているためでございます。次のページをお願いします。10ページからは給与費明細でございます。特別職につきましては、審査会委員分を計上いたしております。11ページをお願いします。一般職総括、会計年度任用職員以外の職員につきましては本年度は計上はございません。12ページをお願いします。会計年度任用職員4名分の報酬及び期末期末手当を計上いたしております。17ページをお願いします。17ページには債務負担行為に関する調書を添付いたしております。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎副議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑ありませんね。

◎副議長（森岡 勉君） お諮りします。明日10日については、委員会等の開催のため、また、11日と12日は休日のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、明日10日については、委員会等の開催のため、また、11日と12日は休日のため休会にしたいと思います。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後3時45分 散 会